

# 入 札 説 明 書

件 名

**蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託**

(低入札価格調査対象案件)

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 公告日 平成28年12月6日

## 2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長 奥山 恵美子

## 3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

## 3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること。（別添参考資料を参照のこと。）

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

## 4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 以下のア又はイのいずれかの下水道施設における運転管理業務を、平成18年度以降、同一施設で2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

- ア 汚水中継ポンプ場において、現有ポンプ能力が30m<sup>3</sup>/分以上の施設
  - イ 雨水ポンプ場において、現有ポンプ能力が500m<sup>3</sup>/分以上の施設
- (9) 以下のアからオの者を1名以上専任で常駐配置できること（履行場所につき1名以上ではなく、全履行場所に対して1名以上で可。また、同一人物の重複は差支えない）。
- ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）
  - イ 第二種電気工事士
  - ウ 乙種第4類危険物取扱者
  - エ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
  - オ 玉掛技能講習修了者
- (10) 本件の受注者となった場合、特別の事情が無い限り、入札参加申請時に本市から確認を受けた有資格者（上記(9)アからオ）を配置できること。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### ア 提出書類

※下記のうち、③及び⑤については、事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 誓約書（要綱 別記様式）
- ③ 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1）
- ④ 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- ⑤ 業務責任者に関する調書（別添様式2）
- ⑥ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- ⑦ 第二種電気工事士の免状の写し
- ⑧ 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し
- ⑨ 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- ⑩ 玉掛技能講習の修了証の写し

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月20日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書及び誓約書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。
- (3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成29年1月5日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

## 6 競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

## 7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5(1)イに同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成29年1月5日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成29年1月24日 14時20分

ただし、郵便による入札の受領期限は平成29年1月23日とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の30分の1以上とする。

## 10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
  - ア 件名（蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託）
  - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））
  - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
  - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
  - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
  - カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書

- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8 (1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定は平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者の決定にあたっては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札者候補者としなないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

## 13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当す

ることとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者もしくは落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

#### 14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

#### 15 留保条項

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定及び契約締結は、平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

#### 16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

#### 17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

#### 17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に現行税率8%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 新消費税率が適用される日以降の区分払額については、後日、税率引き上げ分について変更契約して金額の変更を行う（経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されない場合を除く）。

#### 18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

#### 19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等につい



ての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、この変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、本市はその損害賠償の責めを負わないものとする。

# 留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

## 1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 誓約書（要綱 別記様式）
- 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- 業務責任者に関する調書（別添様式2。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- 第二種電気工事士の免状の写し
- 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し
- 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- 玉掛技能講習の修了証の写し

## 2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの  
（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印



## 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）

会社名： \_\_\_\_\_

業 務 名		
発 注 者 (下水道管理者名)		
施 設 名 又 は 処 理 場 名		
場 所		
契 約 金 額		
期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
施 設 概 要	現 有 処 理 能 力	
	処 理 方 式	
	排 除 方 式	
	流 入 水 質	
	放 流 水 質	
業 務 内 容	管 理 形 態 (常駐管理または巡回 管理を○で囲むこと)	常駐管理（日勤（：～：），夜勤あり・なし） 巡回管理
	以下の欄に，常駐管理の場合には勤務・人員体制を記入し，巡回管理の場合は，巡回の頻度を記入すること。	

(注1) 入札参加資格を満たしていることがわかるように記入すること。

(注2) 業務内容については，適宜様式を修正して記入すること。

(注3) 複数の実績を示す必要がある場合は，本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所 長 \_\_\_\_\_ 印

## 業務責任者に関する調書

業務責任者氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日
業務責任者住所	県 市 区・町・村 _____ _____				
	連絡先 — —				
採用年月日	昭和・平成	年	月	日	
主な業務経歴	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				

(注1) 業務責任者は入札説明書4(競争加入者に必要な資格)で示した資格を有する者が兼ねることが出来る。

(注2) 必要がある場合は、本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長 \_\_\_\_\_ 印

# 入 札 書

件名

\_\_\_\_\_

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の **108分の100** の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

\_\_\_\_\_ 様

会社（商店）名

\_\_\_\_\_

入札者氏名

印

\_\_\_\_\_

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

# 入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○



支店長等が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

# 入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。



印

# 委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、平成 年 月 日  
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
一切の権限を委任します。

記

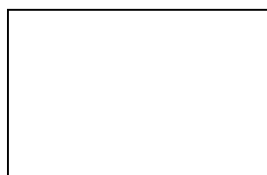
件名

---

---

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

# 委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

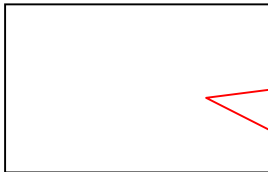
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

(案)

契約番号  
第 号

# 業務委託契約書

印紙

1 委託業務名 \_\_\_\_\_

2 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び地方消費税額)

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔課免〕 税業者 \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子 印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

**第1条** 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定義)

**第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

**第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画表等の提出)

**第2条の2** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (契約の保証)

**第3条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

**第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (秘密の保持)

**第5条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (個人情報の保護)

**第6条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただ

し書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の禁止)

**第7条** 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (業務関係者に対する措置請求)

**第9条** 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### (履行報告)

**第10条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### (貸与品等)

**第11条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

#### (業務内容の変更)

**第12条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の一時中止)

**第 13 条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による履行期間の延長)

**第 14 条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

#### (発注者の請求による履行期間の短縮等)

**第 15 条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

**第 16 条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### (業務委託料の変更方法等)

**第 17 条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

#### (臨機の措置)

**第 18 条** 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

#### (損害)

**第 19 条** 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (検査)

**第 20 条** 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

#### (業務委託料の支払い)

**第 21 条** 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

#### (区分払)

**第 22 条** 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

#### (瑕疵担保)

**第 23 条** 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第 20 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものでない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から 3 年とする。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

**第 24 条** 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (発注者の解除権)

**第 25 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

三 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第 28 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第 1 項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。



(談合による解除)

第 26 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- 二 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除等)

第 26 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 二 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
  - 七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 25 条第 2 項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協

力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

**第27条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、第25条第1項及び第4項、第26条第1項、前条第1項及び第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （受注者の解除権）

**第28条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### （解除の効果）

**第29条** この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### （解除に伴う措置）

**第30条** 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

#### （損害賠償の予定）

**第31条** 受注者は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### （賠償金等の徴収）

**第32条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払い

の日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

**(契約外の事項)**

**第 33 条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

### （長期継続契約）

**第1条** この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

### （予算の減額等による契約変更等）

**第2条** 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

**2** 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

設計書 (単独)

局長	次長	部長	課長	主務係長	設計者	職氏名	検算	検算
設計書番号	17-26-008-(0)			期	設計日			
契約番号		平成 32 年	3 月 31 日	間	着手日			
支出負担行為番号					竣工日			
款	項	委託書 (業務)		目	節			
平成 29 年度	施行方法							

施工箇所

仙台市宮城野区蒲生字町 8 6 外 6 箇所

件名 蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所運転管理業務委託

設計書概要		設計書概要	
委託業務名	着手日	委託業務名	着手日
蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所運転管理業務委託	平成 32 年 3 月 31 日	蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所運転管理業務委託	平成 32 年 3 月 31 日
委託費		委託費	
業務履行所	仙台市宮城野区蒲生字町 8 6 外 6 箇所	業務履行所	仙台市宮城野区蒲生字町 8 6 外 6 箇所
排除方式	分流雨水	排除方式	分流雨水
処理区分	仙塩処理区	処理区分	仙塩処理区
委託書	その他の分流雨水 特記仕様書及び一般仕様書による。	委託書	その他の分流雨水 特記仕様書及び一般仕様書による。
設計金額		設計金額	
内訳		内訳	
業務委託費		業務委託費	
委託価格及び地方消費税相当額		委託価格及び地方消費税相当額	
工事		工事	
受託高		受託高	
支給品		支給品	
受託者		受託者	
比率		比率	
支給品		支給品	

委託理由

本業務は、蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所の運転管理を円滑及び適正に行うため、委託するものである。









# 業務委託一般仕様書

(平成23年5月以降)

仙台市建設局下水道事業部

## 業務委託一般仕様書

### (適用)

- 第1条 この業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が発注する業務委託に適用する。
- 業務は、すべて業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき履行しなければならない。
- 契約書にいう仕様書の優先順位は、現場説明書、特記仕様書、一般仕様書の順とする。

### (用語の定義)

第2条 担当者、指示、承諾、協議とは、次の定義による。

- (1) 「担当者」とは、契約書にいう「発注者」が「受注者」に対し、「担当者」として通知したものをいう。
- (2) 「指示」とは、発注者側の発議により担当者が受注者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、諾否の回答を求められたことについて、検討のうえ了解の意志を示すことをいう。
- (4) 「協議」とは、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。

### (疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて両者協議の上これを定めるものとする。ただし、内容の解釈については、本市の解釈による。

### (関係法令等の遵守)

第4条 受注者は、業務履行にあたり業務に関する法、規則、告示、条例等を遵守すること。

### (関係官公署への許認可申請)

第5条 業務履行のため必要な関係官公署その他の者に対する手続きは、本市の承諾を得た後受注者が代行し、かつそれに必要な費用を負担すること。

2 関係官公署その他の者に対して報告、協議等をする必要が生じたときは、遅延なくその旨を担当者に申し出て協議すること。

### (公害の防止)

第6条 受注者は、業務の履行にあたり公害防止諸法令を遵守し、公害の発生防止に努めること。

### (施設の保全)

第7条 既設構造物を汚染したときまたは、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第8条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務に当たること。

(業務完了後の処理)

第9条 受注者は、業務が完了した場合速やかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

(安全管理)

第10条 受注者は、業務の履行にあたっては常に細心の注意を払い、「労働安全衛生法」並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従事者の安全を計ること。

2 事故が発生した場合には、速やかに担当者に連絡するとともに、所轄の「消防署」、「警察署」、「労働基準監督署」等に通報すること。

3 業務履行中は、所要の人員を配置し現場内の整理、整頓及び保全に努めること。

4 重要な工作物に接近して業務を履行する場合には、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置及び連絡方法等について担当者と協議し、これを遵守すること。

5 ガソリン、軽油などの危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。

6 業務履行場所への一般の出入りを規制または、禁止する必要がある場合には、担当者の承諾を得てその場所への適当な柵を設けるとともに、「立入禁止」の標識等を設けること。

7 業務履行場所の秩序を保つとともに、火災、盗難並びに交通事故防止等に必要処置を講ずること。

(事前調査)

第11条 受注者は、業務着手に先立ち現地の状況、関連工事、業務及びその他について綿密な調査を行い、十分実情把握のうえ業務に着手すること。

(仮設)

第12条 業務に必要な仮設物は、本市の承諾を得てから設置すること。

(提出書類)

第13条 受注者は、別紙一覧表に定める書類を遅滞なく作成し、提出すること。ただし、一覧表に定めのない場合で必要と認められるものは、その都度担当者との協議のうえ提出すること。

1 業務履行計画表

委託期間中の安全管理体制、作業工程などを記載すること。

2 業務履行計画書

下記の内容の作業計画書を提出し、本市の承諾を得ること。ただし、軽微な業務委託にあつては、その内容及び提出を省略することができる。

(1) 主要機械使用計画

(2) 仮設計画書

- (3) 機材搬入計画
- (4) 作業従事者名簿
- (5) その他本市の指示するもの

3 実施工程表

作業工程の詳細を記して本市に提出すること。

(環境マネジメントシステムへの協力)

第14条 受注者は、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、省エネルギー省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

提出書類一覧表

書類名称	様式	提出時期	部数
着 手 届	1	契約締結後 14 日以内	2
	1-1 (単価契約)		
	1-2 (請 書)		
業務担当者届	1-3 (請書:単価契約)	契約締結後 14 日以内	2
	2		
	2-1 (請 書)		
業務履行計画表	3	契約締結後 14 日以内	2
	3-1 (単価契約)		
	4		
(安全管理体制表)	4	契約締結後 14 日以内	2
(作業工程表)	5		
緊急連絡体制表	6		
使用材料・機器(検査依頼書)届	7	契約締結後 14 日以内	2
業務履行計画書 ※2	8	機器・材料搬入 7 日前	2
実施工程表 ※3	9	現場着手前	2
一部再委託承諾願		その都度	2
一部業務完了届(区分払いなど)	12	一部業務完了後直ちに	2
	12-1 (単価契約)		
	運転操作監視業務委託の様式(様式 2)		
業務完了届	13	業務完了後直ちに	2
	13-1 (単価契約)		
	13-2 (請 書)		
業務報告書	13-3 (請書:単価契約)	完了時	2
	業務遂行写真		
	業務週報(日報)		
委託に係る打合せ簿	14	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	15	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	16	その都度	2

《平成 21 年 5 月 1 日以降から適用》

- ※ 1 着手届, 業務担当者届, 業務履行計画表等は同時提出の一連書類とする。(袋とじは不要)
- ※ 2 業務履行計画書の承諾・確認は, 「委託に関する承諾・確認書」により行う。
- ※ 3 業務履行計画書の中に実施工程表が入っている場合は提出を省略できるものとする。

# 蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所運転管理業務委託

## 特記仕様書

建設局下水道事業部  
設備管理センター

# 特記仕様書

## 1. 委託業務名

蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託

## 2. 履行箇所

仙台市宮城野区蒲生字町86外6箇所

## 3. 履行期間（契約期間）

平成29年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

## 4. 目的

蒲生雨水ポンプ場外6箇所の運転管理業務（保守点検・その他）について委託を行い、適正な維持管理に資するため実施するものである。

## 5. 業務対象施設（施設名称・所在地）

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 蒲生雨水ポンプ場  | 仙台市宮城野区蒲生字町86     |
| (2) 西原排水ポンプ場  | 仙台市宮城野区蒲生二丁目1-4   |
| (3) 北新田排水ポンプ場 | 仙台市宮城野区港三丁目8-2    |
| (4) 中野ポンプ場    | 仙台市宮城野区中野五丁目5-24  |
| (5) 中野雨水ポンプ場  | 仙台市宮城野区仙台港北二丁目3-3 |
| (6) 岩切東雨水ポンプ場 | 仙台市宮城野区岩切字青津目地内   |
| (7) 西原雨水ポンプ場  | 仙台市宮城野区港一丁目1-7    |

## 6. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること（ただし、一般仕様書に定める業務履行計画表・業務履行計画書・実施工程表・業務報告書・業務遂行写真・業務週報（日報）は、本仕様書で指定する書類をもって換えるものとする）。また、業務従事者の異動等で提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって報告すること。

- (1) 総括責任者選任届（2部を着手届提出時に提出すること）
- (2) 有資格者選任届（同上）（資格登録番号を記載し、写しも添付すること）
- (3) 業務従事者名簿（同上）（業務従事者の住所・氏名・生年月日・業務分担・取得資格登録番号等を記載し、写しも添付すること）
- (4) 現場管理組織表（同上）
- (5) 安全管理組織表（同上）
- (6) 緊急連絡系統図（同上）

- (7) 緊急人員配置表 (同上)
- (8) 業務実施計画書 (翌月の業務実施計画を2部、毎月25日までに提出すること。ただし、平成29年4月は10日までとする)
- (9) 業務実施報告書等 (対象設備・業務内容等について「業務記録及び報告」に記載された内容に従い提出すること)
- (10) その他、発注者が要求する書類。

## 7. 法令等の遵守

受注者は、委託業務履行にあたり、下記の関係法令及び諸官庁の命令指示を遵守すること。

- (1) 下水道法
- (2) 消防法
- (3) 河川法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 労働災害補償保険法
- (7) 職業安定法
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- (9) その他関係法令

## 8. 業務委託費の支払い方法

別紙1「委託料の支払い内訳」のとおりとする。

受注者は、内訳書に基づく区分に応じて、速やかに一部業務完了届を提出し、発注者の業務確認を受け、当該委託料を請求することができるものとする。

## 9. 業務担当者等

### (1) 業務総括責任者の選任及び職務

受注者は、下水道処理施設の運転管理に関し、専門的な知識を有し、かつ、業務上必要な関係法令に精通し、円滑に業務を遂行する能力を有するものを総括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告すること。

職務内容は以下のとおりとする。

- ア. 職場の最高責任者として業務従事者の指揮監督にあたること。
- イ. 契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分理解し、効果的、かつ、経済的に施設の運転を行うこと。
- ウ. 業務従事者の研修を行い、技術の向上及び安全並びに事故防止に努めること。
- エ. 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時には直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。また、従来の技術習得を踏まえ、十分理解のうえ、効率よく運転・操作等が行えるようにすること。

### (2) 有資格者の配置



受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、選任の内容を書面をもって発注者に報告すること。

- ア. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- イ. 第二種電気工事士
- ウ. 乙種第4類危険物取扱者
- エ. 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- オ. 玉掛け技能講習修了者
- カ. その他関係法令に定める有資格者

(3) 業務従事者

- ア. 本業務を実施するにあたって、当該施設の研修を受けたものを従事させること。
- イ. 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- ウ. 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

10. 安全管理及び緊急時の措置

(1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定め、定期的に業務範囲内の整理・整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

(2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、下記の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要人員を配置させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

- ア. 機械・電気設備等の故障
- イ. 人身事故・火災
- ウ. 集中豪雨・台風・強風及び悪水の流入等ポンプ場施設の運転管理に支障をきたす恐れのある場合
- エ. 地震等発生時、各施設の被害状況を確認後、速やかに発注者へ報告すること。また、六丁目監視センターを災害対策の基地として稼働できる体制を組むこと。

(3) その他

受注者は、仕様書に記載されていない場合でも、必要に応じ、業務従事者の中から下記責任者を選任し、作業を行わせなければならない。また、選任の内容を書面をもって発注者に報告すること。

必要な責任者は、以下の通りとする。

- ア. 火気取締責任者
- イ. その他

11. 経費等の負担

- (1) 受注者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等及び安全管理器具類の費用は受注者の負担とする。

- ア. 潤滑油類費(補充用のオイル・グリースなど)
- イ. 燃料費(作業用、車両用)
- ウ. 塗装費(軽微な部分補修用塗料)
- エ. 報告記録用紙費
- オ. 一般汎用什器、備品(損料・リース料)及び消耗品

(ア) 什器・備品の例

- ・受注者が使用する車両(特殊な作業車は除く)・電話機・携帯電話・FAX・パソコン・プリンター・事務用机・事務用椅子類・書庫類・黒板類・複写機類・被服類・下足箱・傘立・掃除用具収納庫・写真機・ロッカー類・茶器類・寝具類・洗濯機・履物類・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器(テスター・検電器具類)等

(イ) 消耗品の例

- ・整備用品(掃除用具、ウェス、洗浄油類)補修用材料(ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ、など一般汎用品の範囲内とする。)
- ・衛生用品(石鹼、消毒液、救急用薬品)
- ・その他日用品、事務用品等

カ. 安全管理器具類

- ・保護具(ヘルメット、防塵マスク、保護メガネ、保護衣類)
- ・携帯用ガス検知器(毒性ガス、硫化水素、酸素、可燃性ガス)
- ・墜落防止装置(安全帯、セイフティブロック)
- ・安全標識関係(安全標識、安全ロープ、ガードコーン、コーンバー等)
- ・救急用品、空気呼吸器類、その他

(2) 事務室等の使用

- ア. 受注者は、業務遂行に必要な事務室、倉庫、駐車場等を無償で使用できるものとする。ただし、受注者は善良なる管理者の注意をもってこれを維持・管理しなければならない。

なお、本委託において起点とする事務室は、原則として本委託の業務対象個所である中野雨水ポンプ場とする。

- イ. 受注者は、毀損・汚損等を発見した際、速やかに発注者へ報告し、その原因が受注者の過失と判断された場合は、責任を持って復旧しなければならない。

(3) 発注者が負担する経費及び貸与・支給消耗品類。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めること。

ア. 光熱費

- (ア) 電力使用料
- (イ) 水道使用料
- (ウ) 仙台市所有の電話使用料
- (エ) ガス使用料
- (オ) A重油・軽油(非常用自家発・ポンプ駆動用)

イ. 薬品類

(7) 脱臭剤

(イ) その他

#### ウ. 消耗品

(7) 部品（電気機械設備、水質測定機器等）

(イ) 記録紙（計装記録計用）

(ウ) 一般汎用品以外の消耗品

#### エ. 貸与

(7) 一般汎用品以外の測定器具・特殊工具

(イ) 業務遂行上必要な工事完成図書類

(ウ) 発注者が貸与した備品等については、台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにしておくこと。また、年1回発注者へ「備品台帳」等を提出し、発注者の押印を受けること。毀損・盗難・紛失等が生じた場合は、受注者の責任において弁償すること。

## 12. その他

### (1) 工業所有権

ア. 受注者が、本委託業務に伴って得られる資料等は、全て発注者に帰属させるものとする。また、それらを発注者の許可なくして公表してはならない。

イ. 受注者は、本委託業務に関連して発明・考案したものについて、工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

ウ. 受注者は、本委託業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて、本委託業務以外での使用・工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

### (2) 業務の引継

#### ア. 業務開始時

(7) 受注者は、発注者の指示により発注者が指定する者から文書をもって業務の引継を受けなければならない。

(イ) 前項の業務の引継において、前の受注者から必要な技術指導等を受けるものとする。

#### イ. 業務満了時

(7) 受注者は、契約期間の満了等に際しては、発注者の指示により発注者が指定する者に文書をもって業務の引継を行わなければならない。

(イ) 前項の業務の引継において、次の受注者に対し必要な技術指導等を行うものとする。

### (3) 他工事等との調整

受注者は、発注者が実施する工事の施工及び受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転業務及び業務履行方法等の変更が必要な場合は、協議・調整し変更するものとする。

### (4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者双方協議のうえ、これを定めるものとする。また、指示されない事項にあっても、運転管理上必要な業務・作業等は、受注者の良識のある判断に基づき実施するものとする。

(5) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議のうえ、これを定めるものとする。

(6) その他

業務要領及び点検基準は、社団法人日本下水道協会監修「下水道施設維持管理積算要領」終末処理場・ポンプ場施設編２０１１年版によること。

# 対象設備・業務内容等について

## 1. 委託業務対象設備（別紙2「設備一覧」参照）

### (1) 機械設備

- ア. 沈砂池設備
- イ. 主ポンプ設備
- ウ. 換気設備
- エ. 脱臭設備
- オ. その他付帯設備

### (2) 電気設備

- ア. 受変電設備
- イ. 直流電源設備
- ウ. 動力電源制御設備
- エ. 自家発電設備
- オ. 計装設備
- カ. その他付帯設備

### (3) その他土木・建築付帯設備等

## 2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う（別紙3「保守点検基準表」参照）。

### (1) 保守点検業務

#### ア. 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、微候を発見するため行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

#### イ. 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

#### ウ. 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

#### エ. 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業。

#### オ. 簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時

間内に作業、処置できる修理。

カ. 点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業。

(2) その他業務

- ア. 設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- イ. 場内の簡易な除草
- ウ. 除塵・除砂作業
- エ. 設備点検業務委託等の立会い（機器の運転操作等）
- オ. 業務中の市担当者への報告
- カ. 施設見学者等の対応
- キ. その他必要と思われる業務

3. 委託対象外の業務

- (1) し渣運搬業務
- (2) 緑地管理業務
- (3) 各種ポンプ分解点検業務
- (4) 消防用設備点検業務
- (5) 計装設備点検業務
- (6) 自家用電気工作物保安管理業務
- (7) 地下タンク貯蔵所漏洩検査業務
- (8) その他専門知識及び技能等を有する業務

4. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎および年度終了後、下記書類を記録・整理し、発注者に速やかに報告すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定する フォーマットによ る電子媒体
業務実施報告書	○	○	—
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
故障報告書	○	○	○

5. 業務委託実施時間

原則として8：30～17：00とし、点検回数に関しては以下のとおりとする。

- (1) 中野ポンプ場・岩切東雨水ポンプ場  
・週1回以上

- (2) 中野雨水ポンプ場・蒲生雨水ポンプ場・西原排水ポンプ場・北新田排水ポンプ場・西原雨水ポンプ場
- ・ 4～10月までは週2回以上
  - ・ 11～3月までは週1回以上
- (3) 異常時や立会い等は、随時対応するものとする。

蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所  
運転管理業務委託

別紙 1 ・ 委託料の支払い内訳



別紙1・委託料の支払い内訳

支 払 内 訳 書

平成29年度(支払い回数12回)

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	金 円	
5月分	金 円	
6月分	金 円	
7月分	金 円	
8月分	金 円	
9月分	金 円	
10月分	金 円	
11月分	金 円	
12月分	金 円	
1月分	金 円	
2月分	金 円	
3月分	金 円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、支払区分の最終月に上乗せして処理するものとする。

別紙1・委託料の支払い内訳

支 払 内 訳 書

平成30年度(支払い回数12回)

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	金 円	
5月分	金 円	
6月分	金 円	
7月分	金 円	
8月分	金 円	
9月分	金 円	
10月分	金 円	
11月分	金 円	
12月分	金 円	
1月分	金 円	
2月分	金 円	
3月分	金 円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、支払区分の最終月に上乗せして処理するものとする。

別紙1・委託料の支払い内訳

支 払 内 訳 書

平成31年度(支払い回数12回)

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	金 円	
5月分	金 円	
6月分	金 円	
7月分	金 円	
8月分	金 円	
9月分	金 円	
10月分	金 円	
11月分	金 円	
12月分	金 円	
1月分	金 円	
2月分	金 円	
3月分	金 円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、支払区分の最終月に上乗せして処理するものとする。

蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所  
運転管理業務委託

別紙 2 ・ 設備一覧

蒲生雨水ポンプ場設備一覧表①

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地上2階	延床面積 206.44m <sup>2</sup>	
放流ゲート	1機	電動スルースゲート	1750W×1750H	1.3KW
スクリーン	1台	手掻式	9400W×目巾50	
除塵機	1台	間欠式自動除塵機	3800W×目巾90	3.7KW
し渣用ベルトコンベア	1台		37m <sup>3</sup> /h 17m/min	0.75KW
No.1排水ポンプ	1台	横軸斜流ポンプ	φ 1350 204.6m <sup>3</sup> /分×3.0m	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 230PS	圧縮空気始動
No.2排水ポンプ	1台	立軸斜流ポンプ	φ 600 48m <sup>3</sup> /分×3.3m	45KW
No.3排水ポンプ	1台	立軸斜流ポンプ	φ 300 9.6m <sup>3</sup> /分×2.5m	7.5KW
非常用発電機	1台	交流発電機	125KVA	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	170PS	
直流電源盤	1面		940W×1950H×900D	
高圧受電盤	1面		800W×2350H×1600D	
変圧器盤	1面		1000W×2350H×1600D 3φ Tr150KVA	
主ポンプ盤	1面		800W×2350H×900D	
補機盤	1面		1000W×2350H×900D	
電灯・計装盤	1面		800W×2350H×900D 1φ Tr5KVA	
補助継電器盤	2面		600W×2350H×900D	
中央監視盤	1式		1160W×2000H×1340D	
No.1排水ポンプ盤	1面		800W×1950H×600D	
No.2排水ポンプ盤	1面		600W×1600H×400D	
No.3排水ポンプ盤	1面		500W×1600H×400D	
除塵機盤	1面		735W×2000H×800D	
放流ゲート盤	1面			

蒲生雨水ポンプ場設備一覧表②

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
水位計	2台	フロート式		
水位計	2台	超音波式		
燃料タンク	1基		1950L	
燃料小出槽	1基		500L	
燃料移送ポンプ	1台	歯車ポンプ	28L/min	0.75KW
真空ポンプ	2台	水封式真空ポンプ	φ 80 3.6m <sup>3</sup> /min	7.5KW
空気圧縮機	2台	立型空冷二段	13m <sup>3</sup> /min×30kg/cm <sup>2</sup>	3.7KW
潤滑水ポンプ	1台		0.15m <sup>3</sup> /min×24m	1.5KW
冷却水ポンプ	2台		φ 40A	1.5KW
冷却水槽	1基			
補水槽	1基			
天井クレーン	1台	走行式天井クレーン	荷重 7.65t	巻上5.2KW 走行0.4KW×2 横行2.2KW
非常通報装置	1面	CSDX(P)	800W×1000H×250D	NTT一般回線
遠方監視装置収納盤	1面		600W×1050H×300D	
UPS装置	1台	1φ 100V1.5KVA	85W×435H×570D	APC Smart-UPS RT1500
その他設備	1式			

西原排水ポンプ場設備一覧表①

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地上2階	延床面積 170.57m <sup>2</sup>	
水門扉	3門	鋼製観音開	1900W×2650H	
防潮門扉	3門	鋼製ローラーゲート	3400W×3450H	2.2KW
3号排水路門扉	1門	鋼製スライドゲート	2800W×2150H	1.5KW
排水路門扉	1門	鋼製スライドゲート	3000W×1550H	1.5KW
呑口門扉	1門	鋼製スライドゲート	1500W×2600H	1.5KW
吐出樋管門扉	1門	鋼製スライドゲート	2000W×2050H	2.2KW
粗目スクリーン	3基	鋼製手掻式	3900W×3000H 目巾51	
細目スクリーン	2基	鋼製手掻式	3900W×3050H 目巾34	
No.1排水ポンプ	1台	横軸々流ポンプ	φ1100 108m <sup>3</sup> /分×1.3m	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷3気筒 50PS	
No.2排水ポンプ	1台	横軸々流ポンプ	φ500 24m <sup>3</sup> /分×1.7m	11KW
非常用発電機	1台	交流発電機	65KVA	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	81PS	
同上直流電源盤	1面		880W×1950H×700D	
門扉制御盤	1面		1100W×1950H×700D	
低圧受電盤	1面			
制御盤	1面			
中央監視盤	1面			
現場操作盤	1式			
水位計	2台	投込式		
水位計	2台	超音波式		
燃料タンク(自家発用)	1基	軽油	490L	
燃料タンク(ポンプ用)	1基	重油	1500L	

西原排水ポンプ場設備一覧表②

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
燃料小出槽(自家発用)	1基		200L	
燃料小出槽(ポンプ用)	1基		390L	
燃料移送ポンプ(自家発用)	1台		10L/min	0.4KW
燃料移送ポンプ(ポンプ用)	1台		44L/min	0.75KW
高架水槽	1基			
冷却水ポンプ	1台		$\phi 40$ 0.15 $\text{m}^3/\text{min} \times 12\text{m}$	
真空ポンプ	2台	液封式真空ポンプ	$\phi 50$ 3.0 $\text{m}^3/\text{min}$	
非常通報装置	1台	CSDX(P)		NTT一般回線
遠方監視装置収納盤	1面		600W $\times$ 1050H $\times$ 300D	
UPS装置	1台	1 $\phi$ 100V1.5KVA	85W $\times$ 435H $\times$ 570D	APC Smart-UPS RT1500
その他設備	1式			



北新田排水ポンプ場設備一覧表①

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階	延床面積 194.58m <sup>2</sup>	
流入ゲート	2台	電動鋼製スルースゲート	2500W×2000H	3.7KW
流出ゲート	2台	電動鋼製スルースゲート	2500W×2000H	3.7KW
水門扉	2台	鋼製観音開	2900W×2000H	
粗目スクリーン	2箇所	鋼製手掻式		
細目スクリーン	2箇所	鋼製手掻式		
排水ポンプ	2台	うず巻斜流ポンプ	φ 350 15m <sup>3</sup> /分×4m	18.5KW
排水ポンプ	2台	うず巻斜流ポンプ	φ 400 20m <sup>3</sup> /分×4m	22KW
排水ポンプ	1台	着脱式水中ポンプ	φ 400 20m <sup>3</sup> /分×4m	22KW
排水ポンプ	1台	着脱式水中ポンプ	φ 500 30m <sup>3</sup> /分×4m	30KW
非常用発電機	1台	交流発電機	100KVA	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	155PS	
高圧受電盤	1面		800W×2350H×2000D	
動力変圧器盤	1面		900W×2350H×2000D 3φ Tr200KVA	
電灯変圧器盤	1面		800W×2350H×2000D 1φ Tr10KVA	
低圧配電盤	1面		1800W×2350H×1000D	
ポンプ制御盤(1)	1面		800W×2350H×1000D	
ポンプ制御盤(2)	1面		900W×2350H×1000D	
ポンプ制御盤(3)	1面		900W×2350H×1000D	
補機・計装盤	1面		800W×2350H×1000D	
ゲート制御盤	1面		900W×2350H×1000D	
現場操作盤	1式			
仮設ポンプ制御盤	1面		900W×2000H×500D	
水位計	4台	投込式		
雨量計	1台			

北新田排水ポンプ場設備一覧表②

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
燃料タンク	1基		400L	
真空ポンプ	2台		$\phi 32$ 0.7m <sup>3</sup> /min	1.5KW
天井クレーン	1台	天井クレーン	荷重 2.8t	巻上2.88KW
非常通報装置	1台	CSDX(P)	補機・計装盤内へ収納	NTT一般回線
その他設備	1式			

中野ポンプ場設備一覧表①

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場上屋	1式	RC造	延床面積 2701.03m <sup>2</sup>	
沈砂池流入ゲート	1門	鑄鉄製電動角形ゲート	600W×900H	0.75KW
沈砂池流出ゲート	1門	鑄鉄製手動角形ゲート	600W×900H	
細目自動除塵機	1台	間欠式前面かき揚形	水路800W×2,700H 目巾25 70°	0.75KW
No.1し渣搬出機	1基	3ローラトラフ形ベルトコンベア	500W×5,000L 18° 20m/min	1.5KW
し渣洗浄機	1台	機械攪拌式	0.5m <sup>3</sup> /min 目巾3 洗浄水170ℓ/min	攪拌2.2KW+掻揚1.5KW
し渣脱水機	1台	スクリュー式	0.5m <sup>3</sup> /min	2.2KW
No.2し渣搬出機	1基	3ローラトラフ形ベルトコンベア	500W×5,500L 18° 20m/min	1.5KW
し渣スキップホイスト	1台	ワイヤーロープ式スキップホイスト	0.5m <sup>3</sup> 13m	1.5KW
し渣貯留ホッパー	1基	電動カットゲート	2m <sup>3</sup> ロードセル付	0.75KW×2
バイパス水路流入ゲート	1門	鑄鉄製電動角形ゲート	600W×900H	0.75KW
バイパス水路流出ゲート	1門	鑄鉄製手動角形ゲート	600W×900H	
細目スクリーン	1面	手掻バースクリーン 二段形	水路800W×2,600H 目巾50 60°、90°	0.3m <sup>3</sup> 台車付コンテナ付属
沈砂掻寄機	1基	スクリューコンベア	φ 200×160mmピッチ 1.28~4.24m <sup>3</sup> /hr	1.5KW
揚砂ポンプ	1台	汚水用水中ポンプ	φ 80 0.5m <sup>3</sup> /min 31m	7.5KW
沈砂分離機	1台	サイクロン形	φ 100 0.5m <sup>3</sup> /min	
沈砂洗浄機	1台	スクリューコンベア式 攪拌洗浄なし	φ 200×170mmピッチ 0.5m <sup>3</sup> /hr	2.2KW
沈砂貯留ホッパー	1基	電動カットゲート	2m <sup>3</sup> ロードセル付	0.75KW×2
床排水ポンプ	2台	水中汚水ポンプ	φ 65 0.3m <sup>3</sup> /min 5m	0.75KW
給水装置	1組	圧力タンク付自動給水ユニット	φ 65 0.4m <sup>3</sup> /min 43m 水中ポンプ×2 タンク容量2.5m <sup>3</sup>	7.5KW
主ポンプ	2台	吸込スクリュー付水中汚水ポンプ	φ 250 6.1m <sup>3</sup> /min 8m ポンプ効率62%以上 予旋回槽付	15KW
吐出弁	2台	電動仕切弁	開閉速度0.3m/min	0.4KW
流量計用仕切弁	2台	外ねじ式手動仕切弁	φ 400	
連絡ゲート	1門	鑄鉄製手動角形ゲート	600W×600H	
脱臭装置	1基	立型カートリッジ式	35m <sup>2</sup> /min 酸性・アルカリ・中性各0.7m <sup>3</sup>	

中野ポンプ場設備一覧表②

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
脱臭ファン	1台	片吸込ターボファン	35m <sup>3</sup> /min	3.7KW
ミストセパレーター	1台	慣性衝突式 FRP製	35m <sup>3</sup> /min 補集効率99%以上, 20 $\mu$	
柱上気中開閉器	1台	重耐塩形	7.2KV 300A 12.5KA SOG制御箱は柱上	
引込盤	1面	600A	700W×2,300H×2,000D	
受電盤	1面	VCB7.2KV600A12.5KA	700W×2,300H×2,000D	27×1 51×2
変圧器盤	1面	3 $\phi$ Tr6.6KV/210V200KVA	1,200W×2,300H×2,000D	
低圧分岐盤	1面	1 $\phi$ Tr210V/210-105VV30KVA	1,600W×2,300H×2,000D	
UPS装置	1台	1 $\phi$ 100V3KVA10分	240W×550H×580D	監視計装盤に収納
非常用発電機	1台	3 $\phi$ 3W210V125KVA		
同上駆動用ディーゼルエンジン	1台		155PS ラジエータ式 始動用バッテリー搭載	軽油
燃料小出槽	1基		900L	
沈砂池コントロールセンタ	1面	両面形	1,800W×2,300H×600D	S-CC
主ポンプコントロールセンタ	1面	両面形	1,200W×2,300H×600D	P-CC
沈砂池設備補助継電器盤	1面		1,400W×2,300H×600D	S-Ry
主ポンプ設備補助継電器盤	1面		700W×2,300H×600D	P-Ry
現場操作盤	13面	各種	作業用電源盤1面含	
水位計	2台	ポンプ井水位	投込式	
水位計	1台	流入渠水位	投込式	
電磁式流量計	1台		$\phi$ 300	
監視計装盤	1面			
中継端子盤	1面		700W×2,300H×600D	TB-01
遠方監視制御装置	1面		600W×2,300H×600D	TM-01
その他設備	1式			

中野雨水ポンプ場設備一覧表①

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場上屋	1棟	RC造 地上3階地下1階	延床面積 2701.09m <sup>2</sup>	
流入ゲート	5基	電動角型ゲート	3,500mm×2,200mm	7.5kW
バイパス流入ゲート	1基	電動角型ゲート	3,750mm×2,500mm	7.5kW
沈砂池排水ゲート	2基	手動角型ゲート	500mm×500mm	
吐出槽連絡ゲート	1基	電動角型ゲート	2,500mm×2,500mm	5.5kW
ポンプ井連絡ゲート	1基	電動角型ゲート	4,000mm×1,600mm	5.5kW
吐出槽排水ゲート	1基	電動角型ゲート	1,600mm×1,600mm	3.7kW
バイパス放流ゲート	1基	電動角型ローラーゲート	4,000mm×3,000mm	5.5kW
放流ゲート	2基	電動角型ローラーゲート	5,000mm×3,000mm	5.5kW
粗目スクリーン	4基	手掻ハースクリーン	5,000mm×3,000mm×目幅150mm	し渣コンテナ搬出用吊上2tチェーンブロック
細目自動除塵機	4台	連続式自動除塵機	5,000mm×8,000mm×目幅50mm	3.7kW
沈砂掻揚機	1台	走行式バケットコンベア		掻揚2.2kW・走行0.4kW・昇降2.2kW
No.1し渣搬出機	1台	3ロータラフ型ベルトコンベア	600mm×機長33.3m	1.5kW
No.2し渣搬出機	1台	ヒレ付ベルトコンベア	600mm×機長12.1m	2.2kW
し渣ホッパー	1基	電動ベルトゲート式	6m <sup>3</sup>	0.75kW
No.1沈砂搬出機	1台	ダブルチェーン式トラフコンベア	600mm×機長約34.1m	3.7kW
No.2沈砂搬出機	1台	洗浄槽付スクルーコンベア	φ 450	3.7kW
沈砂ホッパー	1基	電動ベルトゲート式	10m <sup>3</sup>	1.5kW
雨水ポンプ	2台	2床式立軸斜流ポンプ	φ 1,650	399m <sup>3</sup> /分×揚程7.3m
ポンプ用電動機	2台	立軸巻線型誘導電動機		3φ 6kV 670kW
ポンプ用減速機	2台	遊星歯車減速機		潤滑油ポンプ2.2kW・ラジエター0.75kW
ポンプ用吐出弁	2台	電動蝶型弁	φ 1,650	3.7kW
ポンプ用逆流防止弁	2台	4枚弁丸型フラップベン	φ 2,000	
ポンプ用起動装置	2台	金属抵抗器		
雨水ポンプ	2台	2床式立軸斜流ポンプ	φ 1,650	399m <sup>3</sup> /分×揚程7.3m

中野雨水ポンプ場設備一覧表②

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ用原動機	2台	水冷6気筒ディーゼルエンジン	730kW 1,000ps	潤滑油ポンプ1.5kW
ポンプ用減速機	2台	直交軸傘歯車減速機		潤滑油ポンプ2.2kW
ポンプ用吐出弁	2台	電動蝶型弁	φ 1,650	3.7kW
ポンプ用逆流防止弁	2台	4枚弁丸型フラップベン	φ 2,000	
非常用発電機	1台	三相交流発電機		3φ 6.6kV 2,500kVA
同上エンジン	1台	ガスタービン		2,500kVA 2,900PS
発電機盤	1面	屋内自立型	800mm×1,800mm×2,800mm	VCB7.2kV 600A 12.5kVA
同上自動始動盤	1面	屋内自立型	800mm×1,800mm×2,800mm	
同上補機盤	1面	屋内自立型	700mm×1,200mm×2,300mm	
同上直流電源盤	3面	屋内自立型		MSE600AH×12セル
自家発用燃料小出槽	1基	角型		1,950ℓ
自家発用燃料移送ポンプ	2台	ギヤーポンプ		60ℓ/分 1.5kW
引込盤	1面	屋内自立型	700mm×2,300mm×2,000mm	DS7.2kV 400A
受電盤	1面	屋内自立型	700mm×2,300mm×2,000mm	VCB7.2kV 600A 12.5kA
動力・照明変圧器1次盤	1面	屋内自立型	700mm×2,300mm×2,000mm	VCB7.2kV 600A 12.5kA×2
自家発連絡盤	1面	屋内自立型	700mm×2,300mm×2,000mm	VCB7.2kV 600A 12.5kA
No.1・2コンデンサ盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×2,000mm	
No.3コンデンサ盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×2,000mm	
No.1雨水ポンプ盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×2,000mm	
No.2雨水ポンプ盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×2,000mm	
200V変圧器盤	1面	屋内自立型	1,200mm×2,300mm×2,000mm	3φ Tr750kVA 6.6k/210V
200V2次配電盤	1面	屋内自立型	1,200mm×2,300mm×2,000mm	
照明変圧器盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×2,000mm	1φ Tr50kVA 6.6k/210-105V
照明2次配電盤	1面	屋内自立型	1,000mm×2,300mm×2,000mm	
インバータ盤	1面	屋内自立型	700mm×2,300mm×1,000mm	

中野雨水ポンプ場設備一覧表③

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
整流器盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×1,000mm	
蓄電池盤	1面	屋内自立型	800mm×2,300mm×1,000mm	MSE150AH×54セル
コントロールセンタ	4面	屋内自立両面型	600mm×600mm×2,300mm	
補助継電器盤	2面	屋内自立両面型	700mm×600mm×2,300mm	
監視操作盤	1面	屋内ベンチボード形	1,800mm×1,200mm×1,450mm	
計装盤	1面	屋内自立型	800mm×1,900mm×800mm	
シーケンスコントローラ盤	1面	屋内自立型	1,400mm×2,300mm×600mm	
中継端子盤	1面	屋内自立型	700mm×2,300mm×600mm	
現場操作盤	1式			
流入渠水位計	1台	投込式		0～8m
ポンプ井水位計(1)	1台	投込式		0～10m
ポンプ井水位計(2)	1台	電波式		0～10m
仙台港潮位水位計	1台	投込式		0～14m
高置水槽水位計	1台	投込式		0～2m
雨量計	1台	いっ水式雨雪量計		0～100mm
降雨強度計	1台	水滴計数方式		0～100mm/時
高置水槽揚水ポンプ	2台	水中モーターポンプ	φ100 11kW	1.0m <sup>3</sup> /分×揚程30m
地下重油タンク	1基	鋼板製横置円筒槽		30kℓ
燃料移送ポンプ	2台	キヤーポンプ	φ25 0.75kW	33ℓ/分
燃料小出槽	1基	鋼板製角型定置槽		1,940ℓ
天井走行クレーン	1台	全手動式		25ton
ポンプ井排水ポンプ	2台	着脱式水中ポンプ	φ150 11kW	2.4m <sup>3</sup> /分×揚程15m
伝送装置盤	1面	屋内自立型子局		
その他設備	1式			

岩切東雨水ポンプ場設備一覧表

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
雨水調整池	1式	RC造	24,300m <sup>3</sup> (ポンプ室含む)	
スクリーン	1面	手掻バースクリーン	水路3,000W×6,600H 目巾50 90°	
副排水ポンプ	1台	スクリュー渦巻型水中雨水ポンプ	φ150 2.0m <sup>3</sup> /min 8m 5.5KW 400V 予旋回槽付	5.5KW
主排水ポンプ	3台	スクリュー渦巻型水中雨水ポンプ	φ300 22m <sup>3</sup> /min 4.5m 37KW 400V 予旋回槽付	37KW
柱上気中開閉器	1台		6.9KV 300A	
高圧受電盤	1面	VCB7.2KV600A12.5KA	800W×2,300H×2,000D	
主変圧器盤	1面	3φ Tr6.6KV/420V 200KVA	900W×2,300H×2,000D	
排水ポンプ盤	1面	3φ 3W420V	900W×2,300H×2,000D	
計装盤	1面	1φ Tr400V/100V 5KVA, 1φ Tr100V/100V 100VA	700W×2,300H×2,000D	
水位計	1台	吸水井水位	投込式	
水位計	2台	吸水井水位	フリクト式	
非常通報装置	1台			
その他設備	1式			



西原雨水ポンプ場設備一覧表①

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場上屋	1棟	RC造 地上4階地下1階	延床面積 1746m <sup>2</sup>	
流入ゲート	2基	ステンレス製ローラーゲート	4,000mm×3,500mm	2.2kW
バイパス切替ゲート	3基	ステンレス製ローラーゲート	3,300mm×2,500mm	0.8kW
粗目スクリーン	2基	手搔バースクリーン	4,000mm×3,200mm×目幅150mm	1.5kW、吊上機1tチェンブロック
連続式自動除塵機	2台	連続式背面降下全面搔揚式	4000mm×7,500mm×目幅50mm	3.7kW
No.1し渣搬出機	1台	トラフ型ベルトコンベア(水平)	600mm×機長20.0m	1.5kW
No.2し渣搬出機	1台	横棧、耳杖付ベルトコンベア	750mm、長水平4.2m、2.5m×垂直6.1m×90°	0.75kW
し渣貯留ホッパ	1基	屋外形電動カットゲート式	5.0m <sup>3</sup>	1.5kW×2
揚砂ポンプ	2台	水中汚泥ポンプ	φ150×3.0m <sup>3</sup> /分×19m	37kW
集砂装置	2池	低圧ノズル式集砂装置(トラフ型)	ノズル給水量200L/分/個	約0.3kW、吊上機2tチェンブロック
集砂水給水ポンプ	2台	水中汚水ポンプ	φ150×3.0m <sup>3</sup> /分×20m 着脱装置付	約22kW、吊上機0.5tチェンブロック
沈砂分離機	1台	スクューコンベヤ式	スクュー径C450 処理能力9.29m <sup>3</sup> /h	3.7kW
沈砂貯留ホッパ	1基	屋外形電動カットゲート式	6.0m <sup>3</sup>	搔揚2.2kW・走行0.4kW・昇降2.2kW
雨水ポンプ	2台	立軸斜流ポンプ	φ1,800	564m <sup>3</sup> /分×揚程6.8m×231rpm
雨水ポンプ駆動原動機	2台	水冷式ディーゼルエンジン	997kW 1,356ps	吊上機1tチェンブロック
雨水ポンプ減速機	2台	油圧クラッチ内臓2段直交軸型	歯数費1/4.33	2.2kW
ポンプ用吐出弁	2台	電動バタフライ弁	φ1,800	7.5kW
ポンプ用逆流防止弁	2台	フラップヘベン	φ1,800×□1,800×2,600	
ポンプ用燃料小出槽	1基	鋼板製角形槽(屋内型)	1500L W1,200mm×L1,500mm×H1,100mm	
ポンプ用燃料移送ポンプ	2台	歯車ポンプ	φ25×38L/分×0.3MPa	0.75kW
ポンプ始動用空気圧縮機	2台	立形空冷式二段圧縮機	5.9m <sup>3</sup> /時×2.94MPa	3.7kW
ポンプ井排水ポンプ	2台	水中汚水ポンプ	φ100×1.2m <sup>3</sup> /分×19m 着脱装置付	約7.5kW、吊上機0.5tチェンブロック
非常用発電機	1台	パッケージ型(発電機盤、ラジエータ搭載)	3φ400V 250kVA	
同上エンジン	1台	ディーゼルエンジン	225kW、電気始動	
同上補機盤	1面	屋内閉鎖自立形	W800mm×H1,900mm×D600mm	
自家発用燃料小出槽	1基	角型	190L	
自家発用燃料移送ポンプ	2台	歯車ポンプ	φ50×6.67L/分×0.4MPa	0.75kW

西原雨水ポンプ場設備一覧表②

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
引込受電盤	1面	屋内閉鎖自立形	W900mm×H2,300mm×D2,000mm	DS7.2kV200A,VCB7.2kV 600A 12.5kA
変圧器盤	1面	屋内閉鎖自立形	W1,900mm×H2,300mm×D2,000mm	φ3W 6.6kV/400V 500kVA
低圧分岐盤	1面	屋内閉鎖自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm	3.7kW
直流電源装置	1面	屋内閉鎖自立形	W1,600mm×H2,300mm×D1,000mm	3φ400V入力 50A出力
ミニUPS	1台	屋内自立型	2kVA、AC100V50Hz10分	3φ6.6kV 2,500kVA
沈砂池設備コントロールセンタ	3面	屋内自立両面型	W1,800mm×H2,300mm×D600mm	
沈砂池設備補助継電器盤	2面	屋内自立両面型	W1,600mm×H2,300mm×D600mm	
雨水ポンプ設備コントロールセンタ	2面	屋内自立両面型	W1,200mm×H2,300mm×D600mm	
雨水ポンプ設備補助継電器盤	2面	屋内自立両面型	W1,600mm×H2,300mm×D600mm	
現場監視盤	1面	屋内自立型	W1,400mm×H2,300mm×D800mm	
計装変換器盤	1面	屋内自立型	W1,000mm×H2,300mm×D600mm	
中継端子盤	1面	屋内自立型	W600mm×H2,300mm×D600mm	
現場操作盤	1式			
スクリーン前水位計	1台	電波式	0～4m	
上流部水位計	1台	投込式	0～8m	
流入渠水位計	1台	投込式	0～9.6m	
流入部水位計	1台	投込式	0～8m	
沈砂池水位計	2台		0～10m	
No.1ポンプ井水位	2台	投込式	0～9m	
吐出槽水位計	1台	投込式	0～10m	
雨量計	1台	転倒ます式		
降雨強度計	1台	水滴計数方式		
地下燃料貯留槽	1基		φ1,600mm×L5,882mm	10kℓ
天井クレーン	1台	手動トロリ形天井クレーン	32t、揚程約20m、スパン10.5m	
伝送装置盤	1面	屋内自立型子局		
その他設備	1式			

〈別紙3〉 保守点検基準表(中継ポンプ場)

(1) 保守点検の作業内容

ア. 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する作業。

例：油漏れ、軸受けの異音、摩耗、シール面の当り、カップリングの空隙、ボルトのゆるみなど

イ. 触間作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例：振動、グランドパッキン部の過熱等

ウ. 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。

エ. 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否かを測定計器(温度計、振動計、回転計等)を使用して調べる作業。

確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

例：軸受温度測定、振動測定、絶縁抵抗測定等

オ. 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

例：チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

カ. 分解作業

機器の点検掃除及び消耗品交換作業。

例：グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム、潤滑油の交換、閉塞物、スケール等の除去

ただし、性能に関わる分解作業は除く。

例：ポンプ・回転機器等

キ. 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

必要により計算を行って、機器の状態を判断する。

(2) 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
① 沈砂池設備	ゲート	手動式	1. 開度確認 2. 油量の確認(油圧式)	1. 作動確認	1. 作動確認(開閉時間の測定と電流値の確認含む) 2. ネジ部のグリス塗布	6ヶ月	1. リミットスイッチ等の作動確認
		電動式					
		油圧式					
		自動降下式					
	除塵機械	手搔バースクリーン	1. モーター、減速機の油面、温度、異音、振動の確認 2. スクリーンかすの除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認	1. チェーンの張り調整 2. グリスの補給、チェーンへのオイル補給	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. ワイヤロープの伸び、リミットスイッチの作動確認
		連続式自動除塵機					
		間欠式自動除塵機					
		ロープ懸垂形					
		ロープ台車形					
	除砂機械	Vバケットコンベア式	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動の確認	1. 停止機器を稼働させて駆動部、チェーンバケットの損傷の確認	除塵機械に準じる	6ヶ月	1. 本体の損傷確認
		サンドポンプ式					
						1年	1. 減速機潤滑油の交換
洗浄装置	フライトコンベア式	1. 異音、振動、液位、作動の確認		除塵機械に準じる	1年	1. 本体の損傷確認	
	攪拌槽式						
	ドラム回転式						

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検					
				1週間	1ヶ月	その他			
① 沈砂池設備	搬出機械	フライトコンベア	1. 温度、異音、振動の確認	1. 停止機器を稼働させて、走行状態、ローラの回転状態、ワイヤの損傷確認	1. ベルト、チェーンの張りの調整 2. グリスの補給	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. リミットスイッチの作動確認		
		ベルトコンベア				1年	1. チェーン、シャープピン、スプロケットホイールの磨耗の測定 2. 潤滑油の交換		
		スキップホイスト					1年	1. リミットスイッチの作動確認	
	貯留ホッパ	油圧式	1. スクリーンかす、沈砂・し渣の貯留状況、全閉状況、油圧、油面の確認			1年	1. リミットスイッチの作動確認		
		パワーシリンダ式							
スライドゲート式									
② 主ポンプ設備	ポンプ	立軸斜流ポンプ	1. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2. グランドパッキン・メカニカルシールの確認		1. 軸受温度の確認 2. グランドパッキン・メカニカルシールの調整	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. グリス交換 3. 振動測定 4. カップリングゴムの磨耗の確認		
		立軸渦巻斜流ポンプ				1年	1. ブラシ、スリップリングの磨耗の確認及びブラシの清掃		
		水中ポンプ					1年	自家発電設備に準ずる	
		横軸軸流ポンプ						自家発電設備に準ずる	
	ポンプの駆動装置	電動式	固定速	1. 電流値、異音、温度の確認			1年	1. ブラシ、スリップリングの磨耗の確認及びブラシの清掃	
			可変速						
		ディーゼル機関	1. 振動、油漏れ、ボルトのゆるみの確認			自家発電設備に準ずる	自家発電設備に準ずる		
	バルブ	仕切弁	手動弁	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキン・メカニカルシールの確認	1年	1. グリス補給	
			電動弁						手動弁
			蝶形弁						
逆止弁			スイング式						1. 作動確認
		フラップ式							
天井クレーン		手動式					1年	クレーン等安全規則による	
	電動式								

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
③ 脱臭設備	活性炭吸着塔	横向流式	一段式	1. 漏れの確認 2. 差圧の確認			2ヶ月	1. 臭気測定 (測定結果により槽内部点検)
			多段式					
上向流式	一段式							
	多段式							
	脱臭ファン			1. 異音、温度、振動、圧力、 電流値の確認		1. Vベルトの張りの調整 2. グリス補給	1年	1. 羽根の損傷の確認
④ 空気調和設備	冷却塔	冷却塔		1. 散水状況の確認				
	空気調和機	パッケージ形空調機		1. 圧力、温度、異音の確認			6ヶ月	1. フィルタ水洗い 2. Vベルトの張り確認
		ユニット形空調機						
		小型クーラー						
		パネル形エアフィルタ						
		自動巻取エアフィルタ						
		電気集じん器						
	ポンプ	空調用ポンプ		1. 異音、温度、圧力、水漏、 振動の確認			6ヶ月	1. 取付ボルトの増し締め 2. 振動測定、カップリングゴムの磨耗の確認
		ボイラ用給水ポンプ						
		油ポンプ		2. グランドパッキン・メカニカル シールの確認			1年	1. 点検清掃
⑤ 換気設備	送風機	送風機		1. 異音、温度、振動の確認			1年	1. 羽根の損傷の確認
		換気扇						
		屋上ルーフファン						
		排煙機						
	風道	吹出口及び吸込口		1. 吹出口、吸込口の異物付着 確認			6ヶ月	
ダンパ類								

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
⑥ その他の設備	重油貯蔵施設 (本体槽)			1. 貯留量の確認 2. 漏れの確認<地上式>		1. エア抜きパイプのスケール除去	「下水道維持管理積算要領」終末処理場・ポンプ場施設編2011年版による	
	床排水ポンプ	槽外形	直結形	1. 油量確認 2. 作動、異音の確認		1. 排水槽の確認	6ヶ月	1. 排水槽内堆積物除去
		水中ポンプ					1年	1. 点検清掃
	配管			1. 漏れ確認				
	破砕機	配管形			1. 異音、温度、振動の確認			1年
水路形				2. 異物の除去	2. カッタの刃の交換(適宜)			

(3) 電気設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検										
				1週間	1ヶ月	その他								
① 受 変 電 ・ 動 力 設 備	電線路	架空電線路			1. 標識・保護さくの状況 確認 2. 電線の高さ・他の工作物・ 植物との離隔距離の確認 3. 端末部の腐食損傷の確認	1 年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・ 過熱・変形ゆりみの確認							
		地中電線路												
		母線												
	接地線	接地線			1. 端子箱の異常の確認									
	受変電設備	PAS・断路器・遮断機・ 避雷器・計器用変成器・ 開閉器類 配電用変圧器 コンデンサ類 高圧リアクトル ヒューズ類 保護継電器 高調波抑制装置 その他付属設備	1. 外観損傷の目視点検 2. 表示器等による異常の有無 確認		1. 異物の付着確認 2. 損傷、油漏れ及びき裂の 確認 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 油量の確認 6. 温度の確認	1 年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・ 過熱・変形ゆりみの確認 2. 付属装置の機能確認							
								負荷設備	コントロールセンタ 可変速制御装置 補助継電器・制御盤 電動機 現場操作盤 照明設備	1. 異音、振動、過熱、異臭の 確認 2. 表示器等による異常の有無 確認			1 年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・ 過熱・変形ゆりみの確認 2. 付属装置の機能確認 3. 特定対象機器(水中ポンプ等) の絶縁抵抗測定



設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
② 自家発電設備	機関	ディーゼル			1. 外観の確認、保守運転 2. 損傷、油漏れ及びき裂の確認、清掃 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 温度の確認	3ヶ月	1. ボルト、ナットのゆるみ点検
		ガスタービン				1年	1. 実負荷運転
	発電機						
	燃料小出槽		1. 外観、油量の確認		1. 油量の確認	6ヶ月	1. 水分、スラッジの有無確認
	燃料ポンプ		1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度、油漏れ、振動等の確認 3. グランドパッキンの調整			6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗状況の確認
						3ヶ月	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	コンプレッサ 始動用空気槽				1. ベルト、ドレン、圧力の確認	3ヶ月	1. 充てん時間の確認
	減圧水槽				1. 水位の確認		
	冷却水槽						
	冷却水ポンプ				1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動等の確認 3. グランドパッキンの調整	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの磨耗状況の確認
						1年	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	ラジエータ				1. 水温の確認		
	熱交換器						
	潤滑油冷却器				1. 油漏れの確認		
	温度調節弁				1. 外観の確認		
	給水装置	(ボールタップなど)			1. 水量の確認		
始動用バッテリー		1. 直流電源装置に準ずる					
配電盤類	発電機盤				1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認	1年	1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器、昇降装置の作動確認
	自動始動盤						
	補機盤、現場操作盤						

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
③ 制御・計装用電源設備	蓄電池	制御弁式鉛	1. 電圧の確認		1. 全セルの電槽、き裂、変形、損傷、漏液の確認 2. 電圧、温度の確認	6ヶ月	1. 架台等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相、極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認
		ベント式鉛					
		アルカリ					
		蓄電池盤					
	直流電源装置 無停電電源装置	整流器、充電器	1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 電圧、電流の確認	1年	1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器類の作動確認
		インバータ					
		電源分岐盤					
		切替装置 汎用ミニUPS					
④ 電線路設備	架空電線路				1年	1. 外観の確認 2. 碍子のき裂確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. ハンドホール内の点検清掃	
	地中電線路						
	ケーブル配管						
⑤ 計装設備	指示計器類	指示計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認		1. ゴミ、ほこりの除去 2. 記録紙の交換 3. インク、ペン部分の清掃及び交換 4. スライド部の清掃、給油	1年	1. 零点調整 2. 清掃
		記録計					
		積算計					
		調節計					
		ループコントローラ					
		演算器					
		警報設定器					
		手動設定器					
	共通機器類	電源装置	1. 外観の確認			1年	1. 清掃
		ディストリビュータ					
		信号変換器					
		避雷器					
		現場計装盤					

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
⑤ 計装設備	計測装置	液位計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1 年	1. 零点調整 2. 清掃
		開度計					
		流量計					
		重量計					
		圧力計					
		温度計					
		回転数計					
		Ph計					
⑥ 監視制御設備	監視装置	監視操作盤	1. 外観の確認 2. 計器の異常の有無確認 3. 表示灯の異常確認			1 年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		計装盤、変換器盤					
	制御装置	制御盤、補助継電器盤	1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1 年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		シーケンスコントローラ類					
	情報処理装置	中央処理・表示・出力装置	1. 外観の確認 2. 室温、湿度の確認			1 年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		遠方監視制御装置					
		その他の制御装置					
	工業用テレビ						
⑦ 付帯設備	照明設備	1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認				1 年	1. 照明効果、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備						
	自動火災報知設備						
	電話設備						
	拡声器設備						
	テレビ共聴設備						
	避雷針設備						
	電気時計設備						
街灯設備							

※それぞれのポンプ場の設備で該当する設備の点検を行う。

(4) 定期自主点検表

1. 圧力容器的自主点検表

項 目		点 検 項 目
本 体		損傷の有無
付 属 品	ふた締付けボルト	摩耗の有無
	管及び弁	損傷の有無

点検頻度: 第二種圧力容器 1回/年以内

2-1. クレーン定期自主点検表(1回/月 以内)

項 目		点 検 項 目
安 全 装 置	過巻防止装置、 その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、 その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具 (フック、グラブバケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

2-2. クレーン定期自主点検表(1回/年 以内)

項 目		点 検 項 目
作動試験		吊り上げ、走行、旋回、 トロリの横行等の作動
安 全 装 置	過巻防止装置、 その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、 その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具 (フック、グラブバケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

蒲生雨水ポンプ場外6箇所  
運転管理業務委託

運転管理年報

平成25年度～平成27年度

※西原雨水ポンプ場は平成27年度のみ

# 蒲生雨水ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	排水量	ポンプ運転時間				使用 電力量 3Φ6kV	自家発		し渣 搬出量	水道 使用量	ガス 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項
		No.1 DE	No.2 M	No.3 M	延運転 時間		運転 時間	電力量					
単位	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	l	
4月	45,562	0.0	0.2	78.1	78.3	2,553	0.1	0	0	0	0	1	
5月	36,000	0.0	0.6	59.5	60.1	1,610	0.1	0	0	16	0	1	
6月	39,168	0.0	0.5	65.5	66.0	1,257	0.1	0	0	0	0	3	
7月	70,455	0.0	0.5	119.8	120.3	1,725	0.2	0	0	0	0	1	
8月	75,186	0.1	7.6	90.4	98.1	1,845	0.1	0	0	1	0	2	
9月	75,398	0.0	25.6	2.9	28.5	2,095	0.1	0	0	0	0	1	
10月	62,496	0.0	21.6	0.5	22.1	2,150	0.1	0	110	0	0	1	
11月	46,040	0.1	15.5	0.3	15.9	2,319	0.1	0	0	0	0	1	
12月	61,765	0.1	11.1	49.6	60.8	3,860	0.1	0	0	0	0	1	
1月	48,787	0.0	0.6	81.7	82.3	3,336	0.1	0	0	0	0	1	
2月	53,222	0.0	0.6	89.4	90.0	3,388	0.2	0	76	0	0	1	
3月	67,219	0.0	9.9	67.2	77.1	3,621	0.1	0	0	0	0	3	
合計	681,298	0.3	94.3	704.9	799.5	29,759	1.4	0	186	18	0	17	
最大	75,398	0.1	25.6	119.8	120.3	3,860	0.2	0	110	16	0	3	
最小	36,000	0.0	0.2	0.3	15.9	1,257	0.1	0	0	0	0	1	
平均	56,775	0.0	7.9	58.7	66.6	2,480	0.1	0	16	1	0	1	

記 事 欄	
-------------	--

# 西原排水ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	排水量	ポンプ運転時間			使用電力量		自家発		し清 搬出量	水道 使用量	燃料使用量		特記事項
		No. 1 DE	No. 2 M	延運転 時間	3φ200V	1φ100V	運転 時間	電力量			自家発 軽油	ポンプ A重油	
単位	m <sup>3</sup>	h	h	h	kWh	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	l	l	
4月	8,640	0.2	5.1	5.3	952	108	0.2	0	0	0	11	10	
5月	1,872	0.2	0.4	0.6	666	102	0.1	0	0	0	8	0	
6月	3,672	0.1	2.1	2.2	357	88	0.3	0	135	0	17	0	
7月	12,744	0.1	8.4	8.5	432	90	0.1	0	0	0	8	0	
8月	83,232	0.2	56.9	57.1	859	93	0.1	0	0	0	4	0	
9月	15,120	0.2	9.6	9.8	506	99	0.1	0	0	0	6	0	
10月	17,496	0.1	11.7	11.8	548	87	0.1	0	178	0	8	0	
11月	792	0.1	0.1	0.2	701	86	0.1	0	0	0	7	20	
12月	9,936	0.2	6.0	6.2	1,454	104	0.1	0	0	0	8	0	
1月	792	0.1	0.1	0.2	1,385	83	0.1	0	0	0	6	0	
2月	0	0.0	0.0	0.0	1,400	81	0.2	0	50	0	8	0	
3月	8,496	0.2	5.0	5.2	1,325	103	0.1	0	0	0	6	10	
合計	162,792	1.7	105.4	107.1	10,585	1,124	1.6	0	363	1	97	40	
最大	83,232	0.2	56.9	57.1	1,454	108	0.3	0	178	0	17	20	
最小	0	0.0	0.0	0.0	357	81	0.1	0	0	0	4	0	
平均	13,566	0.1	8.8	8.9	882	94	0.1	0	30	0	8	3	

記 事 欄	
-------------	--

# 北新田排水ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量	排水量	ポンプ運転時間							使用 電力量 3Φ6kV	自家発		し 流 搬出量	水道 使用量	燃 料 使用量 軽油	特 記 事 項
			No.1 SM	No.2 M	No.3 M	No.4 SM	No.5 M	No.6 M	延運転 時間		運 転 時 間	電 力 量				
単位	mm	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	104.5	16,380	10.9	0.1	0.1	1.6	0.1	0.1	12.9	1,177	0.1	0	0	0	0	1
5月	19.0	1,230	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	1.0	787	0.1	0	0	0	0	1
6月	61.0	7,050	2.4	0.1	0.0	2.2	0.0	0.1	4.8	817	0.1	0	55	0	0	1
7月	188.5	44,790	14.1	0.0	0.1	15.3	0.1	0.1	29.7	1,550	0.2	0	0	0	0	1
8月	135.5	39,360	8.2	0.1	0.0	15.9	0.1	0.6	24.9	1,573	0.1	0	0	0	0	1
9月	197.5	65,670	21.5	2.8	2.7	18.1	0.5	0.9	46.5	1,986	0.1	0	0	0	0	1
10月	174.0	54,210	24.3	0.3	0.4	13.0	0.2	0.6	38.8	1,888	0.1	0	105	0	0	1
11月	6.0	2,940	1.5	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	2.3	851	0.1	0	0	0	0	1
12月	53.5	28,740	12.8	0.1	0.1	7.0	0.1	0.4	20.5	1,587	0.1	0	0	0	0	1
1月	12.5	84,210	30.3	0.1	0.2	26.4	0.0	0.0	57.0	2,212	0.2	0	0	0	0	1
2月	58.5	63,810	26.6	0.1	0.0	17.5	0.2	0.1	44.5	2,012	0.1	0	0	0	0	1
3月	144.0	62,880	46.2	0.1	0.1	3.9	0.1	0.1	50.5	2,091	0.1	0	0	0	0	1
合計	1,154.5	471,270	199.0	4.1	4.0	121.5	1.6	3.2	333.4	18,331	1.4	0	160	0	12	
最大	197.5	84,210	46.2	2.8	2.7	26.4	0.5	0.9	57.0	2,212	0.2	0	105	0	0	1
最小	6.0	1,230	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.0	787	0.1	0	0	0	0	1
平均	96.2	39,273	16.6	0.3	0.3	10.1	0.1	0.3	27.8	1,528	0.1	0	13	0	0	1

記 事 欄	
-------------	--



# 中野ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	汚水圧送量		汚水ポンプ運転時間				使用電力量 3Φ6kV	自家発 運転時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 軽油	特記事項
	圧送量	時間最大	No. 1 M	No. 2 M	No. 3 M	延運転 時間							
単位	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	45,850	190	55.5		57.5	113.0	8,216	0.1	0	0	249	2	
5月	43,650	130	44.8		62.8	107.6	8,393	0.4	0	0	283	6	
6月	44,150	270	52.1		56.1	108.2	8,415	0.1	0	0	303	1	
7月	57,260	400	72.6		67.1	139.7	9,011	0.1	0	0	381	1	
8月	58,160	350	77.2		63.4	140.6	9,327	0.3	2,330	0	247	1	
9月	68,830	880	74.5		91.6	166.1	9,117	0.1	0	0	320	1	
10月	62,370	430	70.5		80.6	151.1	9,203	0.1	2,720	0	259	1	
11月	46,160	140	48.4		65.9	114.3	8,595	0.1	2,600	0	243	1	
12月	49,430	210	64.2		55.9	120.1	9,318	0.1	0	0	311	1	
1月	46,570	150	57.2		56.0	113.2	9,779	0.1	0	0	238	1	
2月	46,300	180	53.8		58.9	112.7	9,101	0.2	0	0	238	1	
3月	54,680	330	60.8		73.4	134.2	9,710	0.1	0	0	311	1	
合計	623,410	—	731.6		789.2	1,520.8	108,185	1.8	7,650	0	3,380	18	
最大	68,830	880	77.2		91.6	166.1	9,779	0.4	2,720	0	381	6	
最小	43,650	130	44.8		55.9	107.6	8,216	0.1	0	0	238	1	
平均	51,951	305	61.0		65.8	126.7	9,015	0.2	638	0	282	2	

記 事 欄	
-------------	--

# 中野雨水ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量		雨水放流量		雨水ポンプ運転時間						使用 電力量 3Φ6kV	自家発 運転 時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項
	雨量	時間 最大	放流量	時間最大	No.1 M	No.2 M	No.3 DE	No.4 DE	No.5 DE	延運転 時間							
単位	mm	mm/h	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	102.0	8.0	509,700	11,500	13.0	10.8	0.1			23.9	21,380	0.1	0	0	0	140	
5月	11.0	1.0	1,487,300	6,700	28.2	40.2	0.2			68.6	49,360	0.1	0	730	11	60	
6月	66.0	11.0	1,546,100	11,900	33.8	37.1	0.2			71.1	50,520	0.2	0	0	0	110	
7月	240.0	11.0	2,884,700	27,900	67.1	62.8	0.5			130.4	88,470	0.1	0	240	0	110	
8月	112.0	19.0	2,203,200	13,700	50.1	50.0	0.2			100.3	70,050	0.1	0	450	34	90	
9月	201.0	51.0	1,389,400	51,500	26.2	35.7	0.3			62.2	45,070	0.2	0	1,200	0	110	
10月	163.0	12.0	848,100	23,400	13.3	24.9	0.0			38.8	30,160	0.1	0	0	10	90	
11月	11.0	3.0	441,100	3,300	8.7	11.8	0.5			21.0	18,730	0.1	3,990	0	1	180	
12月	62.0	4.0	439,600	7,400	13.3	7.0	0.1			20.4	19,170	0.1	0	0	0	80	
1月	16.0	2.0	414,000	3,100	9.7	10.0	0.2			19.9	18,640	0.1	0	0	0	80	
2月	75.0	7.0	514,800	3,100	13.3	10.7	0.2			24.2	20,980	0.1	0	0	10	60	
3月	161.0	7.0	696,800	14,200	17.4	15.1	0.2			32.7	27,100	0.1	0	0	1	110	
合計	1,220.0	-	13,374,800	-	294.1	316.1	3.3			613.5	459,630	1.4	3,990	2,620	68	1,220	
最大	240.0	51.0	2,884,700	51,500	67.1	62.8	0.6			130.4	88,470	0.2	3,990	1,200	34	180	
最小	11.0	1.0	414,000	3,100	8.7	7.0	0.1			19.9	18,640	0.1	0	0	0	60	
平均	101.7	11.3	1,114,567	14,808	24.5	26.3	0.3			51.1	38,303	0.1	333	218	6	102	

記 事 欄	
-------------	--

# 岩切東雨水ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

項目	気象記録	排水量	ポンプ運転時間					使用電力量 3Φ6kV	特記事項
	雨量		No. 1 SM	No. 2 SM	No. 3 SM	No. 4 SM	延運転 時間		
単位	mm	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	h	kWh	
4月		39,756	0.1	10.0	0.1	219.1	229.3	2,228	
5月		19,596	0.0	0.0	0.0	163.3	163.3	1,401	
6月		26,784	0.1	4.7	0.1	169.3	174.2	1,622	
7月		112,668	8.0	29.2	13.2	384.5	434.9	4,481	
8月		52,188	2.2	0.0	11.2	287.5	300.9	2,601	
9月		108,072	9.5	24.3	14.4	370.4	418.6	4,324	
10月		64,452	0.1	14.2	11.4	254.4	280.1	2,811	
11月		15,420	0.1	0.1	0.1	125.2	125.5	1,248	
12月		30,228	0.3	0.1	8.9	149.6	158.9	1,846	
1月		11,892	0.0	0.0	0.0	99.1	99.1	1,111	
2月		25,056	0.1	3.6	0.1	167.0	170.8	1,606	
3月		58,296	0.0	14.8	4.5	273.5	292.8	2,852	
合計		564,408	20.5	101.0	64.0	2,662.9	2,848.4	28,131	
最大		112,668	9.5	29.2	14.4	384.5	434.9	4,481	
最小		11,892	0.0	0.0	0.0	99.1	99.1	1,111	
平均		47,034	1.7	8.4	5.3	221.9	237.4	2,344	

記 事 欄	
-------------	--

# 蒲生雨水ポンプ場運転管理業務年報

2014年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	排水量	ポンプ運転時間				使用電力量 3Φ6kV	自家発		し渣 搬出量	水道 使用量	ガス 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項
		No.1 DE	No.2 M	No.3 M	延運転 時間		運転 時間	電力量					
単位	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	l	
4月	49,784	0.1	16.8	0.3	17.2	2,131	0.1	0	0	0	0	3	
5月	42,048	0.0	14.5	0.5	15.0	1,643	0.1	0	0	0	0	3	
6月	49,997	0.0	17.3	0.3	17.6	1,626	0.1	0	0	7	0	2	
7月	40,723	0.0	14.1	0.2	14.3	1,385	0.1	0	97	0	0	1	
8月	42,797	0.0	14.8	0.3	15.1	1,517	0.1	0	0	15	0	3	
9月	49,151	0.1	16.6	0.2	16.9	1,619	0.1	0	0	3	0	2	
10月	86,245	0.1	28.6	4.6	33.3	2,396	0.1	0	0	1	0	4	
11月	33,235	0.0	11.5	0.2	11.7	1,761	0.1	0	151	0	0	2	
12月	50,360	0.1	17.0	0.3	17.4	3,329	0.1	0	0	1	0	2	
1月	43,546	0.0	3.7	57.1	60.8	2,948	0.1	0	0	0	0	5	
2月	43,430	0.0	0.2	74.4	74.6	2,811	0.2	0	0	0	0	1	
3月	61,632	0.0	12.9	42.5	55.4	3,123	0.4	0	0	4	0	6	
合計	592,948	0.4	168.0	180.9	349.3	26,289	1.6	0	248	31	0	34	
最大	86,245	0.1	28.6	74.4	74.6	3,329	0.4	0	151	15	0	6	
最小	33,235	0.0	0.2	0.2	11.7	1,385	0.1	0	0	0	0	1	
平均	49,412	0.0	14.0	15.1	29.1	2,191	0.1	0	21	3	0	3	

記 事 欄	
-------------	--

# 西原排水ポンプ場運転管理業務年報

2014年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	排水量	ポンプ運転時間			使用電力量		自家発		し清 搬出量	水道 使用量	燃料使用量		特記事項
		No.1 DE	No.2 M	延運転 時間	3Φ200V	1Φ100V	運転 時間	電力量			自家発 軽油	ポンプ A重油	
単位	m <sup>3</sup>	h	h	h	kWh	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	l	l	
4月	3,888	0.2	1.8	2.0	625	89	0.1	0	0	0	7	0	
5月	5,904	0.2	3.2	3.4	523	131	0.1	0	0	0	7	0	
6月	9,936	0.2	6.0	6.2	507	104	0.1	0	0	0	5	0	
7月	3,240	0.1	1.8	1.9	399	81	0.1	0	93	0	5	0	
8月	792	0.1	0.1	0.2	416	91	0.1	0	0	0	5	0	
9月	9,216	0.2	5.5	5.7	491	91	0.1	0	0	0	6	0	
10月	38,664	2.9	13.8	16.7	750	103	0.1	0	0	2	5	40	
11月	936	0.1	0.2	0.3	610	74	0.1	0	148	0	6	0	
12月	3,096	0.1	1.7	1.8	1,429	98	0.1	0	0	0	6	0	
1月	3,528	0.5	0.2	0.7	1,318	92	0.1	0	0	0	7	0	
2月	792	0.1	0.1	0.2	1,142	81	0.6	0	0	0	41	0	
3月	4,248	0.1	2.5	2.6	1,041	194	0.1	0	0	0	5	0	
合計	84,240	4.8	36.9	41.7	9,251	1,229	1.7	0	241	2	105	40	
最大	38,664	2.9	13.8	16.7	1,429	194	0.6	0	148	2	41	40	
最小	792	0.1	0.1	0.2	399	74	0.1	0	0	0	5	0	
平均	7,020	0.4	3.1	3.5	771	102	0.1	0	20	0	9	3	

記 事 欄	
-------------	--

# 北新田排水ポンプ場運転管理業務年報

2014年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量	排水量	ポンプ運転時間							使用電力量 3Φ6kV	自家発		し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 軽油	特記事項
			No.1 SM	No.2 M	No.3 M	No.4 SM	No.5 M	No.6 M	延運転 時間		運転 時間	電力量				
単位	mm	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	66.0	29,760	17.4	0.1	0.2	4.7	0.1	0.0	22.5	1,274	0.1	0	0	0	1	
5月	95.0	25,980	18.6	0.2	0.2	1.2	0.8	0.3	21.3	1,296	0.4	0	0	0	4	
6月	138.5	41,310	21.6	0.2	0.1	8.1	0.3	0.2	30.5	1,572	0.1	0	0	0	1	
7月	89.0	21,600	8.6	0.0	0.1	6.2	0.0	0.0	14.9	1,284	0.1	0	50	0	1	
8月	114.0	19,410	7.3	0.1	0.1	5.5	0.2	0.3	13.5	1,320	0.1	0	0	0	1	
9月	135.5	36,060	7.8	0.3	0.5	13.9	0.9	0.0	23.4	1,556	0.1	0	0	0	0	
10月	265.0	89,610	28.0	3.8	5.9	19.6	6.3	3.8	67.4	2,292	0.1	0	0	0	1	
11月	15.0	4,170	2.6	0.0	0.1	0.4	0.1	0.1	3.3	772	0.1	0	0	0	0	
12月	87.0	24,870	0.2	0.3	4.1	5.4	10.8	0.0	20.8	1,419	0.1	0	0	0	1	
1月	20.0	5,040	0.5	0.1	0.1	2.3	0.1	0.0	3.1	1,008	0.2	0	0	0	0	
2月	37.5	3,540	1.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	2.3	1,118	0.1	0	0	0	1	
3月	151.0	37,710	7.4	0.1	1.0	15.0	0.6	0.0	24.1	1,623	0.3	0	0	0	1	
合計	1,213.5	339,060	121.0	5.2	12.4	83.6	20.2	4.7	247.1	16,534	1.8	0	50	0	12	
最大	265.0	89,610	28.0	3.8	5.9	19.6	10.8	3.8	67.4	2,292	0.4	0	50	0	4	
最小	15.0	3,540	0.2	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	2.3	772	0.1	0	0	0	0	
平均	101.1	28,255	10.1	0.4	1.0	7.0	1.7	0.4	20.6	1,378	0.2	0	4	0	1	

記 事 欄	
-------------	--

# 中野ポンプ場運転管理業務年報

2014年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	汚水圧送量		汚水ポンプ運転時間				使用電力量 3Φ6KV	自家発電 運転時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 軽油	特記事項
	圧送量	時間最大	No.1 M	No.2 M	No.3 M	延運転 時間							
単位	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	49,880	390	40.0		81.7	121.7	8,789	0.1	0	0	239	1	
5月	45,990	250	43.0		69.2	112.2	8,601	0.1	2,390	0	237	1	
6月	51,780	310	52.5		72.9	125.4	8,430	0.1	0	0	239	0	
7月	52,210	320	71.6		53.7	125.3	8,845	0.1	0	0	274	1	
8月	50,420	340	65.6		54.2	119.8	8,892	0.1	0	0	302	0	
9月	52,180	800	67.8		55.7	123.5	8,204	0.1	0	0	380	0	
10月	68,790	880	81.5		82.3	163.8	9,055	0.1	0	0	215	0	
11月	45,140	230	47.2		60.2	107.4	8,348	0.1	0	0	236	1	
12月	50,690	210	64.8		56.2	121.0	9,424	0.1	0	0	271	0	
1月	47,380	150	54.9		59.7	114.6	9,483	0.1	0	0	212	1	
2月	46,880	160	52.3		61.4	113.7	8,694	0.5	0	0	206	2	
3月	60,950	540	69.7		77.0	146.7	9,521	0.1	0	0	249	0	
合計	622,290	—	710.9		784.2	1,495.1	106,286	1.6	2,390	0	3,060	7	
最大	68,790	880	81.5		82.3	163.8	9,521	0.5	2,390	0	380	2	
最小	45,140	150	40.0		53.7	107.4	8,204	0.1	0	0	206	0	
平均	51,858	382	59.2		65.4	124.6	8,857	0.1	199	0	255	1	

記 事 欄	
-------------	--

# 中野雨水ポンプ場運転管理業務年報

2014年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量		雨水放流量		雨水ポンプ運転時間						使用電力量 3Φ6kV	自家発 運転 時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項
	雨量	時間 最大	放流量	時間最大	No.1 M	No.2 M	No.3 DE	No.4 DE	No.5 DE	延運転 時間							
単位	mm	mm/h	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	72.0	9.0	577,800	16,800	6.7	19.2	0.2			26.1	22,260	0.1	0	560	0	80	
5月	104.0	12.0	2,181,100	13,800	40.1	59.2	0.2			99.5	68,050	1.7	0	0	11	960	
6月	153.0	11.0	1,869,500	14,700	39.3	45.5	0.2			85.0	58,970	0.1	0	460	4	70	
7月	99.0	8.0	1,766,100	13,500	49.9	30.4	0.4			80.7	57,390	0.1	0	0	23	50	
8月	109.0	11.0	1,863,800	13,400	45.4	39.1	0.3			84.8	60,200	0.1	3,850	0	0	100	
9月	142.0	29.0	617,800	22,700	17.0	10.3	1.1			28.4	23,430	0.1	0	580	10	180	
10月	252.0	36.0	1,219,900	72,300	28.6	19.8	5.0			53.4	37,000	0.1	0	1,090	10	770	
11月	54.0	5.0	228,000	8,500	2.1	8.3	0.3			10.7	12,220	0.1	2,710	580	3	120	
12月	31.0	4.0	286,200	7,700	7.8	5.4	0.3			13.5	14,650	0.1	2,870	0	0	90	
1月	39.0	4.0	121,100	3,100	3.1	2.3	0.7			6.1	10,450	0.7	0	0	1	570	
2月	22.0	2.0	34,200	3,200	0.8	0.8	0.3			1.9	14,240	0.0	0	0	11	70	
3月	152.0	14.0	527,900	24,200	17.1	6.2	2.6			25.9	32,370	0.0	0	920	1	330	
合計	1,229.0	—	11,293,400	—	257.9	246.5	11.6			516.0	411,230	3.2	9,430	4,190	74	3,390	
最大	252.0	36.0	2,181,100	72,300	49.9	59.2	5.0			99.5	68,050	1.7	3,850	1,090	23	960	
最小	22.0	2.0	34,200	3,100	0.8	0.8	0.2			1.9	10,450	0.0	0	0	0	50	
平均	102.4	12.1	941,117	17,825	21.5	20.5	1.0			43.0	34,269	0.3	786	349	6	283	

記 事 欄	
-------------	--



# 岩切東雨水ポンプ場運転管理業務年報

2014年

項目	気象記録	排水量	ポンプ運転時間					使用電力量 3Φ6kV	特記事項
	雨量		No. 1 SM	No. 2 SM	No. 3 SM	No. 4 SM	延運転 時間		
単位	mm	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	h	kWh	
4月		37,524	2.5	0.1	11.6	156.5	170.7	1,877	
5月		35,820	7.7	0.1	0.1	211.6	219.5	1,943	
6月		95,940	13.8	16.4	9.4	363.9	403.5	3,992	
7月		47,736	1.9	0.1	6.4	305.4	313.8	2,538	
8月		31,776	0.1	0.1	0.1	261.5	261.8	2,009	
9月		58,860	4.9	4.6	8.4	293.6	311.5	2,911	
10月		112,044	13.0	30.5	21.9	214.3	279.7	3,811	
11月		14,724	0.0	0.0	0.0	122.7	122.7	1,241	
12月		40,776	8.0	0.1	0.1	249.6	257.8	2,324	
1月		15,516	0.1	0.1	0.1	126.0	126.3	1,263	
2月		19,668	0.1	0.1	0.1	160.6	160.9	1,471	
3月		74,472	20.0	7.7	6.6	243.3	277.6	3,147	
合計		584,856	72.1	59.9	64.8	2,709.0	2,905.8	28,527	
最大		112,044	20.0	30.5	21.9	363.9	403.5	3,992	
最小		14,724	0.0	0.0	0.0	122.7	122.7	1,241	
平均		48,738	6.0	5.0	5.4	225.8	242.2	2,377	

記事欄	
-----	--

# 蒲生雨水ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	排水量	ポンプ運転時間				使用電力量 3φ6kV	自家発		し液 搬出量	水道 使用量	ガス 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項
		No.1 DE	No.2 M	No.3 M	延運転 時間		運転 時間	電力量					
単位	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	l	
4月	38,264	0.1	12.8	0.3	13.2	1,888	0.1	0	86	2		3	
5月	34,330	0.0	11.8	0.6	12.4	1,408	0.1	0	0	0		4	
6月	37,901	0.0	13.1	0.3	13.4	1,412	0.1	0	0	4		4	
7月	42,872	0.1	14.4	0.3	14.8	1,484	0.1	0	97	0		4	
8月	44,179	0.0	15.3	0.2	15.5	1,486	0.1	0	0	0		3	
9月	77,587	0.0	26.9	0.2	27.1	1,991	0.1	0	0	0		4	
10月	43,085	0.0	14.9	0.3	15.2	1,651	0.1	0	121	3		3	
11月	42,509	0.0	13.6	5.8	19.4	1,992	0.1	0	151	1		4	
12月	35,730	0.1	11.9	0.4	12.4	2,211	0.1	0	0	1		4	
1月	32,371	0.0	11.2	0.2	11.4	2,647	0.0	0	0	1		2	
2月	54,662	0.0	18.9	0.4	19.3	3,419	0.1	0	0	0		3	
3月	31,507	0.0	10.9	0.2	11.1	2,049	0.1	0	0	0		3	
合計	514,997	0.3	175.7	9.2	185.2	23,638	1.1	0	455	12		41	
最大	77,587	0.1	26.9	5.8	27.1	3,419	0.1	0	151	4		4	
最小	31,507	0.0	10.9	0.2	11.1	1,408	0.0	0	0	0		2	
平均	42,916	0.0	14.6	0.8	15.4	1,970	0.1	0	38	1		3	

記 事 欄	
-------------	--

# 西原排水ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	排水量	ポンプ運転時間			使用電力量		自家発		し渣 搬出量	水道 使用量	燃料使用量		特記事項
		No.1 DE	No.2 M	延運転 時間	3φ200V	1φ100V	運転 時間	電力量			自家発 軽油	ポンプ A重油	
単位	m <sup>3</sup>	h	h	h	kWh	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	l	l	
4月	792	0.1	0.1	0.2	581	85	0.1	0	60	0	5	0	
5月	1,584	0.2	0.2	0.4	520	89	0.1	0	0	0	5	0	
6月	7,272	0.1	4.6	4.7	463	93	0.1	0	0	0	6	0	
7月	1,584	0.2	0.2	0.4	439	98	0.1	0	0	0	3	0	
8月	7,848	0.1	0.5	0.6	462	88	0.1	0	0	0	4	5	
9月	8,856	0.1	5.7	5.8	453	81	0.1	0	0	0	8	5	
10月	792	0.1	0.1	0.2	528	94	0.1	0	241	0	8	5	
11月	1,872	0.1	1.3	1.4	631	97	0.1	0	0	0	6	0	
12月	3,744	0.2	1.7	1.9	949	89	0.1	0	0	0	8	5	
1月	792	0.1	0.1	0.2	1,152	83	0.1	0	0	0	6	0	
2月	2,880	0.4	0.2	0.6	1,386	132	0.5	0	0	0	6	5	
3月	1,440	0.2	0.1	0.3	826	89	0.2	0	0	0	7	0	
合計	39,456	1.9	14.8	16.7	8,390	1,118	1.7	0	301	0	72	25	
最大	8,856	0.4	5.7	5.8	1,386	132	0.5	0	241	0	8	5	
最小	792	0.1	0.1	0.2	439	81	0.1	0	0	0	3	0	
平均	3,288	0.2	1.2	1.4	699	93	0.1	0	25	0	6	2	

記 事 欄	
-------------	--

# 北新田排水ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量	排水量	ポンプ運転時間							使用電力量 3φ6kV	自家発		し渣搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 軽油	特記事項
			No.1 SM	No.2 M	No.3 M	No.4 SM	No.5 M	No.6 M	延運転 時間		運転 時間	電力量				
単位	mm	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	84.0	8,700	4.5	0.1	0.1	1.6	0.1	0.1	6.5	925	0.1	0	47	0	0	
5月	40.0	4,320	0.6	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.6	890	0.1	0	0	0	1	
6月	109.5	19,560	14.7	0.0	0.1	1.0	0.0	0.0	15.8	1,194	0.1	0	0	0	1	
7月	54.0	10,710	2.7	0.2	0.2	3.8	0.1	0.1	7.1	1,113	0.1	0	0	0	0	
8月	171.5	35,370	15.9	0.1	0.3	8.6	0.4	0.0	25.3	1,485	0.2	0	0	0	1	
9月	260.0	75,420	30.5	0.0	3.1	17.8	3.4	0.0	54.8	2,019	0.1	0	0	0	0	
10月	4.5	4,260	1.4	0.0	0.1	1.3	0.0	0.1	2.9	993	0.1	0	0	0	0	
11月	105.0	20,250	3.9	0.0	0.0	8.6	0.1	0.0	12.6	1,170	0.1	0	0	0	1	
12月	33.0	10,560	5.9	0.1	0.1	1.7	0.1	0.1	8.0	993	0.1	0	0	0	0	
1月	60.0	13,560	0.1	0.0	0.1	7.4	0.0	0.0	7.6	1,127	0.1	0	0	0	1	
2月	20.0	5,730	2.8	0.0	0.0	1.2	0.1	0.1	4.2	1,233	0.1	0	0	0	0	
3月	7.0	420	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	810	0.1	0	0	0	1	
合計	948.5	208,860	83.2	0.5	4.1	55.1	4.3	0.5	147.7	13,952	1.3	0	47	1	6	
最大	260.0	75,420	30.5	0.2	3.1	17.8	3.4	0.1	54.8	2,019	0.2	0	47	0	1	
最小	4.5	420	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	810	0.1	0	0	0	0	
平均	79.0	17,405	6.9	0.0	0.3	4.6	0.4	0.0	12.3	1,163	0.1	0	4	0	1	

記 事 欄	
-------------	--

# 中野ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	汚水圧送量		汚水ポンプ運転時間				使用 電力量 3φ6kV	自家発 運転 時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 軽油	特記事項
	圧送量	時間最大	No. 1 M	No. 2 M	No. 3 M	延運転 時間							
単位	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	53,090	240	69.4		59.1	128.5	8,593	0.1	0	0	290	1	
5月	49,650	230	47.5		73.4	120.9	8,284	0.1	0	0	225	0	
6月	51,910	270	58.7		68.8	127.5	8,095	0.1	0	0	186	1	
7月	54,890	320	73.3		59.2	132.5	8,833	0.1	0	0	210	0	
8月	59,820	340	78.6		65.1	143.7	8,727	0.1	0	0	296	1	
9月	82,990	860	91.9		109.0	200.9	9,124	0.1	2,750	0	252	0	
10月	49,920	150	54.0		68.0	122.0	8,306	0.1	0	0	233	1	
11月	50,120	200	63.6		61.2	124.8	8,256	0.1	0	0	245	0	
12月	49,450	190	69.0		52.1	121.1	9,002	0.1	0	0	272	1	
1月	49,800	290	59.5		60.6	120.1	9,470	0.1	0	820	222	0	
2月	44,320	170	56.4		50.4	106.8	8,813	0.1	0	0	311	1	
3月	45,430	150	44.8		71.8	116.6	8,904	2.9	0	0	280	13	
合計	641,390	—	766.7		798.7	1,565.4	104,407	4.0	2,750	820	3,021	19	
最大	82,990	860	91.9		109.0	200.9	9,470	2.9	2,750	820	311	13	
最小	44,320	150	44.8		50.4	106.8	8,095	0.1	0	0	186	0	
平均	53,449	284	63.9		66.6	130.5	8,701	0.3	229	68	252	2	

記 事 欄	
-------------	--

# 中野雨水ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量		雨水放流量		雨水ポンプ運転時間						使用電力量 3Φ6KV	自家発電 運転時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項
	雨量	時間 最大	放流量	時間最大	No.1 M	No.2 M	No.3 DE	No.4 DE	No.5 DE	延運転 時間							
単位	mm	mm/h	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l	
4月	103.0	6.0	449,800	9,500	7.9	13.0	0.3			21.2	34,290	0.0	0	0	0	30	
5月	44.0	6.0	1,458,000	11,300	26.0	42.0	0.0			68.0	63,830	0.0	0	0	20	0	
6月	113.0	8.0	1,571,300	15,400	28.4	43.9	0.7			73.0	66,240	0.2	0	0	32	140	
7月	56.0	5.0	1,353,100	6,700	35.5	27.5	0.2			63.2	62,020	0.1	0	590	16	90	
8月	169.0	25.0	1,430,800	19,400	36.9	29.5	0.7			67.1	64,260	0.1	0	0	15	140	
9月	238.0	20.0	1,289,400	24,800	27.7	34.9	6.5			69.1	60,460	0.1	0	420	15	840	
10月	9.0	3.0	20,000	8,700	0.4	0.8	0.5			1.7	16,510	0.1	0	310	0	110	
11月	131.0	4.0	241,200	7,100	2.7	9.1	0.2			12.0	25,970	0.1	0	0	1	70	
12月	45.0	5.0	103,900	9,000	1.6	3.8	0.2			5.6	20,670	0.2	0	0	11	100	
1月	76.0	6.0	102,000	9,400	1.4	3.7	0.4			5.5	19,840	0.1	0	0	1	70	
2月	17.0	3.0	27,200	6,300	0.2	1.4	0.2			1.8	14,570	0.1	0	0	5	80	
3月	11.0	2.0	52,300	7,400	0.5	1.3	0.4	0.5		2.7	15,560	0.1	0	0	2	990	No.4雨水ポンプ運用開始
合計	1,012.0	-	8,099,000	-	169.2	210.9	10.3	0.5		390.9	464,220	1.2	0	1,320	119	2,660	
最大	238.0	25.0	1,571,300	24,800	36.9	43.9	6.5	0.5		73.0	66,240	0.2	0	590	32	990	
最小	9.0	2.0	20,000	6,300	0.2	0.8	0.0	0.5		1.7	14,570	0.0	0	0	0	0	
平均	84.3	7.8	674,917	11,250	14.1	17.6	0.9	0.5		32.6	38,685	0.1	0	110	16	222	

記 事 欄	
-------------	--

# 岩切東雨水ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

項目	気象記録	排水量	ポンプ運転時間					延運転時間	使用電力量 3Φ6kV	特記事項
	雨量		No. 1 SM	No. 2 SM	No. 3 SM	No. 4 SM				
単位	mm	m <sup>3</sup>	h	h	h	h	h	kWh		
4月		37,548	0.1	0.1	4.1	265.6	269.9	2,167		
5月		25,872	0.1	0.1	4.1	168.3	172.6	1,547		
6月		50,592	0.1	17.4	1.4	213.7	232.6	2,459		
7月		26,028	0.1	0.1	1.8	194.9	196.9	1,671		
8月		71,784	4.9	0.1	16.1	366.1	387.2	3,402		
9月		169,824	44.6	27.2	23.9	362.5	458.2	5,562		
10月		13,812	0.1	0.1	0.1	111.8	112.1	1,159		
11月		46,476	0.1	4.3	4.7	287.2	296.3	2,586		
12月		25,524	0.1	0.1	2.7	180.8	183.7	1,649		
1月		22,704	0.1	4.9	0.1	133.1	138.2	1,484		
2月		20,112	0.1	0.1	1.9	144.5	146.6	1,575		
3月		9,792	0.1	0.1	0.9	69.5	70.6	980		
合計		520,068	50.5	54.6	61.8	2,498.0	2,664.9	26,241		
最大		169,824	44.6	27.2	23.9	366.1	458.2	5,562		
最小		9,792	0.1	0.1	0.1	69.5	70.6	980		
平均		43,339	4.2	4.6	5.2	208.2	222.1	2,187		

記事欄	
-----	--

# 西原雨水ポンプ場運転管理業務年報

2015年度

仙台市建設局設備管理センター

項目	雨量		雨水放流量		雨水ポンプ運転時間			使用電力量 3Φ6kV	自家発電 運転時間	沈砂 搬出量	し渣 搬出量	水道 使用量	燃料 使用量 A重油	特記事項	
	雨量	時間 最大	放流量	時間最大	No.1 DE	No.2 DE	延運転 時間								
単位	mm	mm/h	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /h	h	h	h	kWh	h	kg	kg	m <sup>3</sup>	l		
4月															
5月															
6月															
7月	59.5	5.0	22,005	14,892	0.4	0.3	0.7	2,869	0.2	0	0	0	61	平成27年7月迎川開始	
8月	157.5	13.5	99,430	36,842	1.1	2.5	3.6	3,442	0.2	0	0	0	550		
9月	256.0	20.0	456,791	72,607	4.4	4.4	8.8	2,905	0.1	0	0	0	2,451		
10月	6.0	2.5	5,277	3,607	0.2	0.2	0.4	2,961	0.1	0	0	0	81		
11月	86.0	3.0	11,778	11,778	0.4	0.2	0.6	3,434	0.1	0	0	0	71		
12月	21.5	3.0	16,819	8,292	0.2	0.7	0.9	4,661	0.1	0	0	0	131		
1月	44.0	4.0	9,554	6,017	0.5	0.2	0.7	5,499	0.1	0	0	0	41		
2月	12.5	3.0	3,051	3,051	0.2	0.2	0.4	5,214	0.1	0	0	0	71		
3月	5.0	1.0	2,365	2,365	0.2	0.1	0.3	4,837	0.2	0	0	0	31		
合計	648.0	—	627,070	—	7.6	8.8	16.4	35,822	1.2	0	0	0	3,488		
最大	256.0	20.0	456,791	72,607	4.4	4.4	8.8	5,499	0.2	0	0	0	2,451		
最小	5.0	1.0	2,365	2,365	0.2	0.1	0.3	2,869	0.1	0	0	0	31		
平均	72.0	6.1	69,674	17,717	0.8	1.0	1.8	3,980	0.1	0	0	0	388		

記 事 欄	
-------------	--



蒲生雨水ポンプ場外 6 箇所  
運転管理業務委託

案内図・平面図・断面図

岩切東雨水ポンプ場  
 仙台市宮城野区岩切字青津目地内

中野雨水ポンプ場  
 仙台市宮城野区仙台港北二丁目3-3

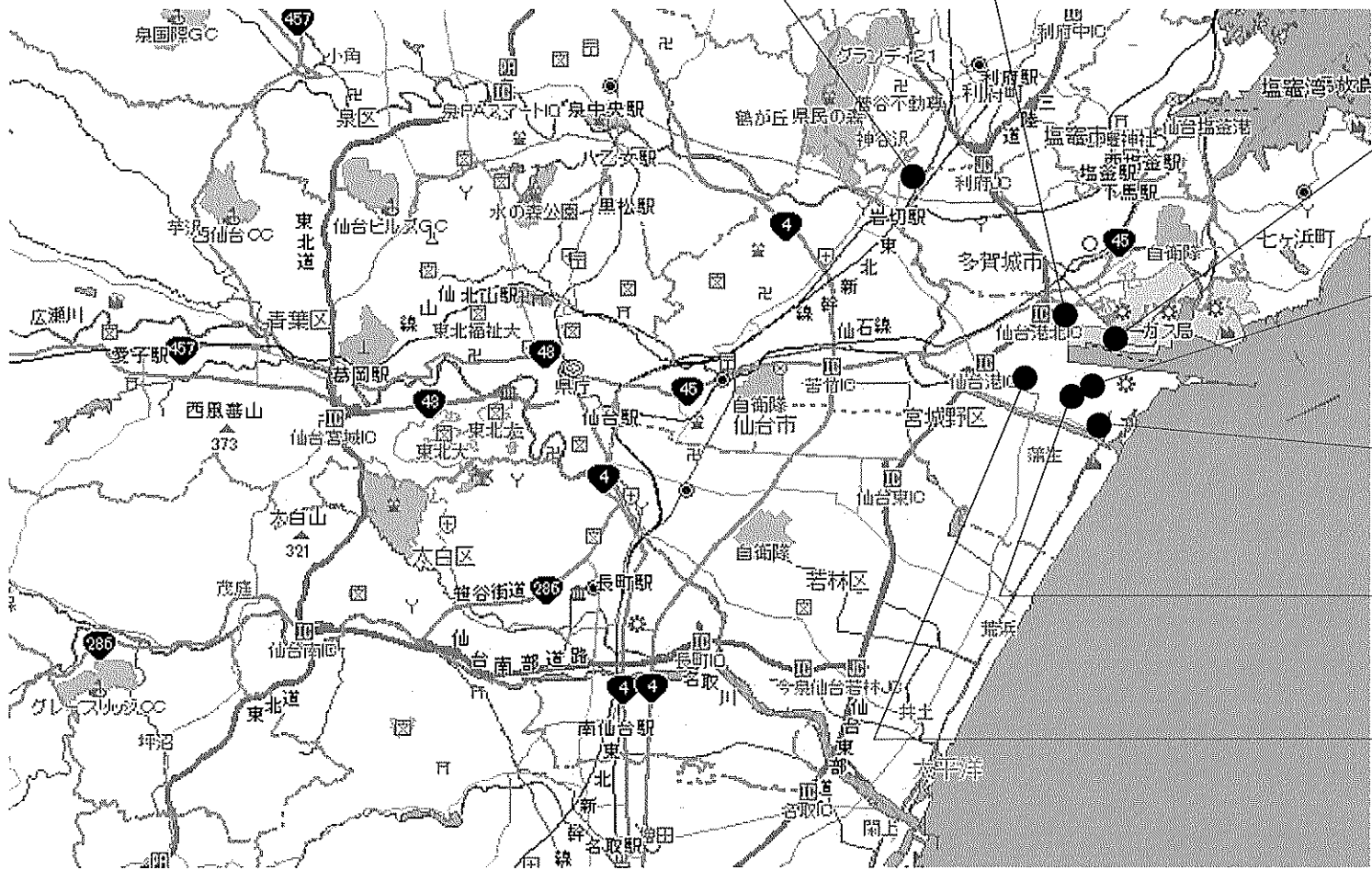
北新田排水ポンプ場  
 仙台市宮城野区港三丁目8-2

西原雨水ポンプ場  
 仙台市宮城野区港一丁目1-7

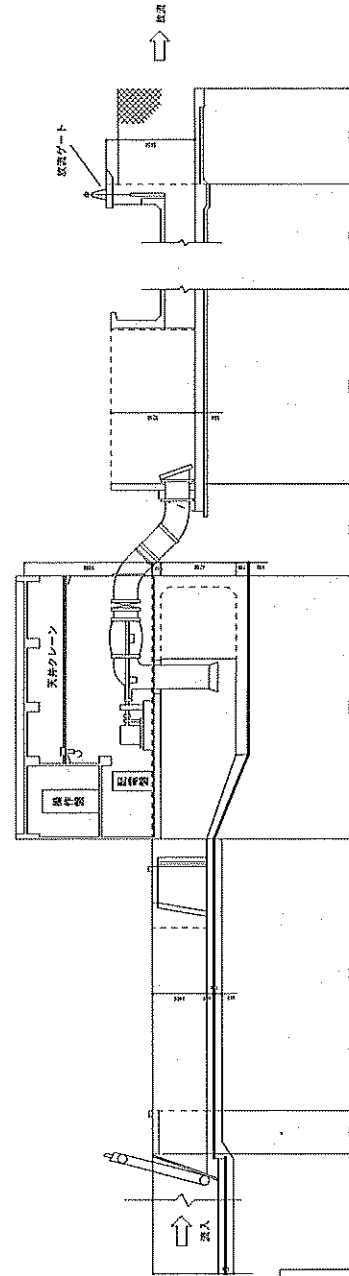
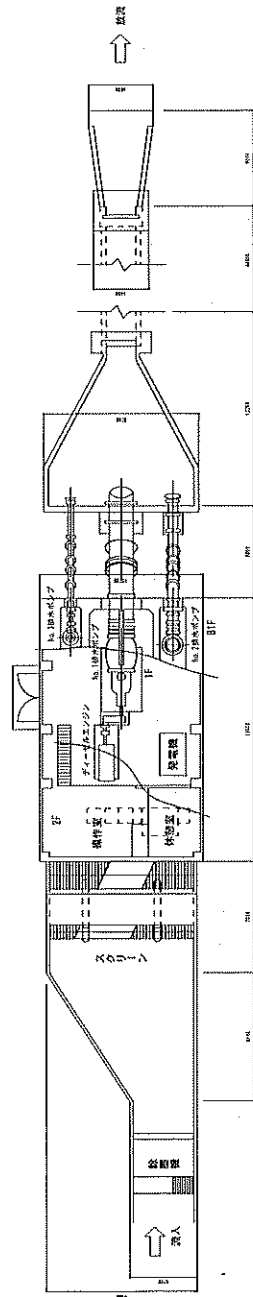
蒲生雨水ポンプ場  
 仙台市宮城野区蒲生字町8-6

西原排水ポンプ場  
 仙台市宮城野区蒲生二丁目1-4

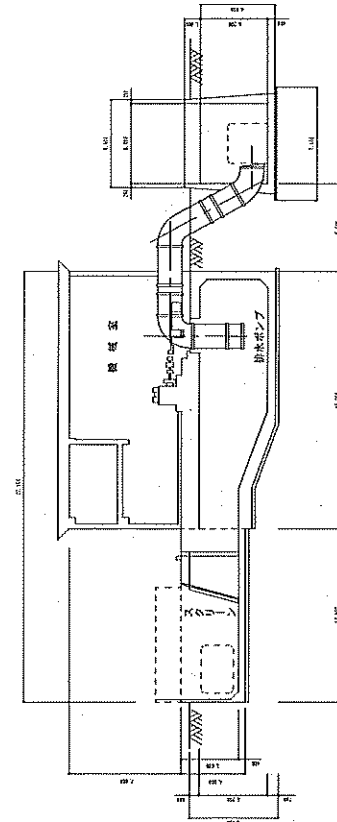
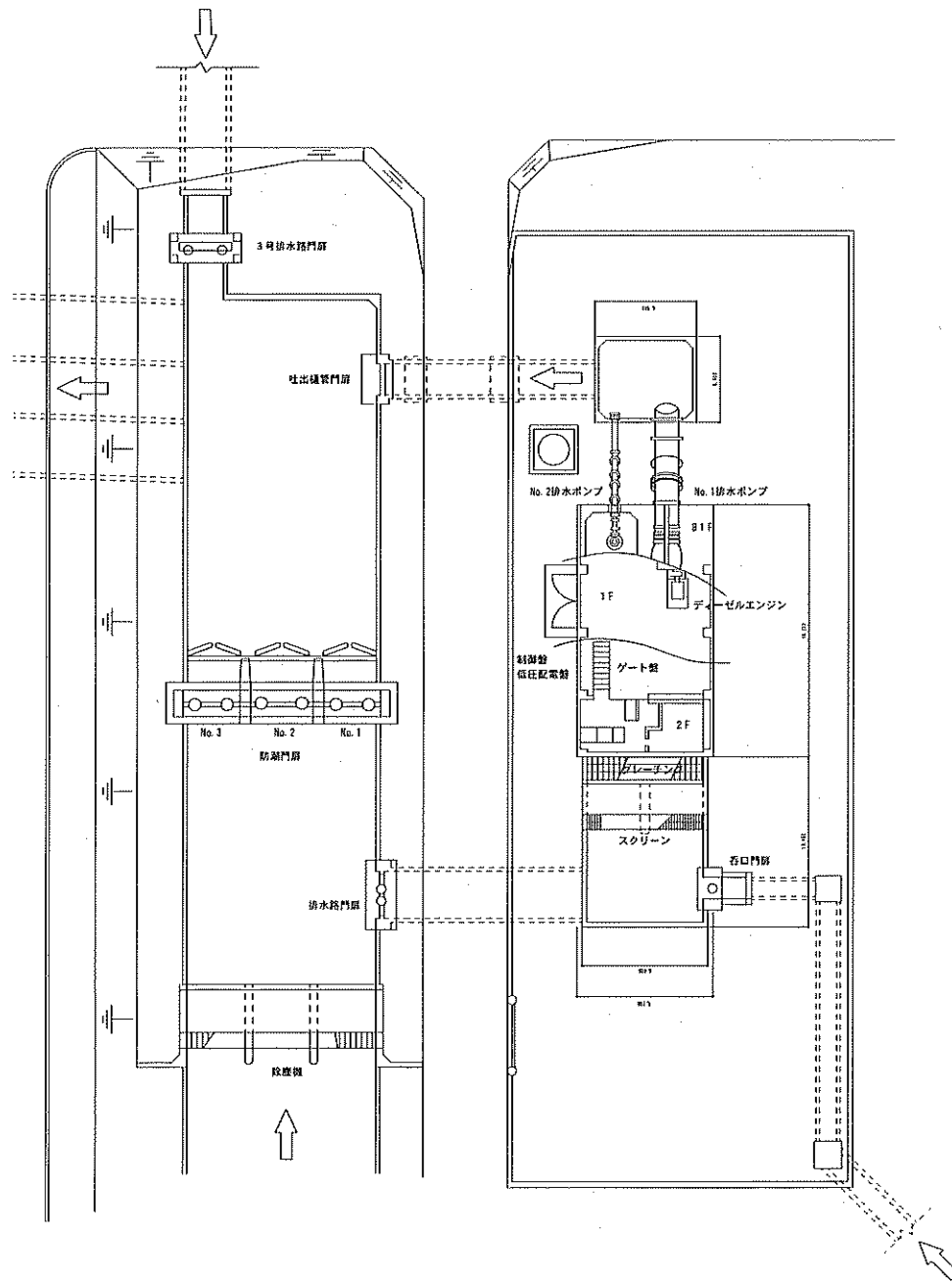
中野ポンプ場  
 仙台市宮城野区中野五丁目5-2-4



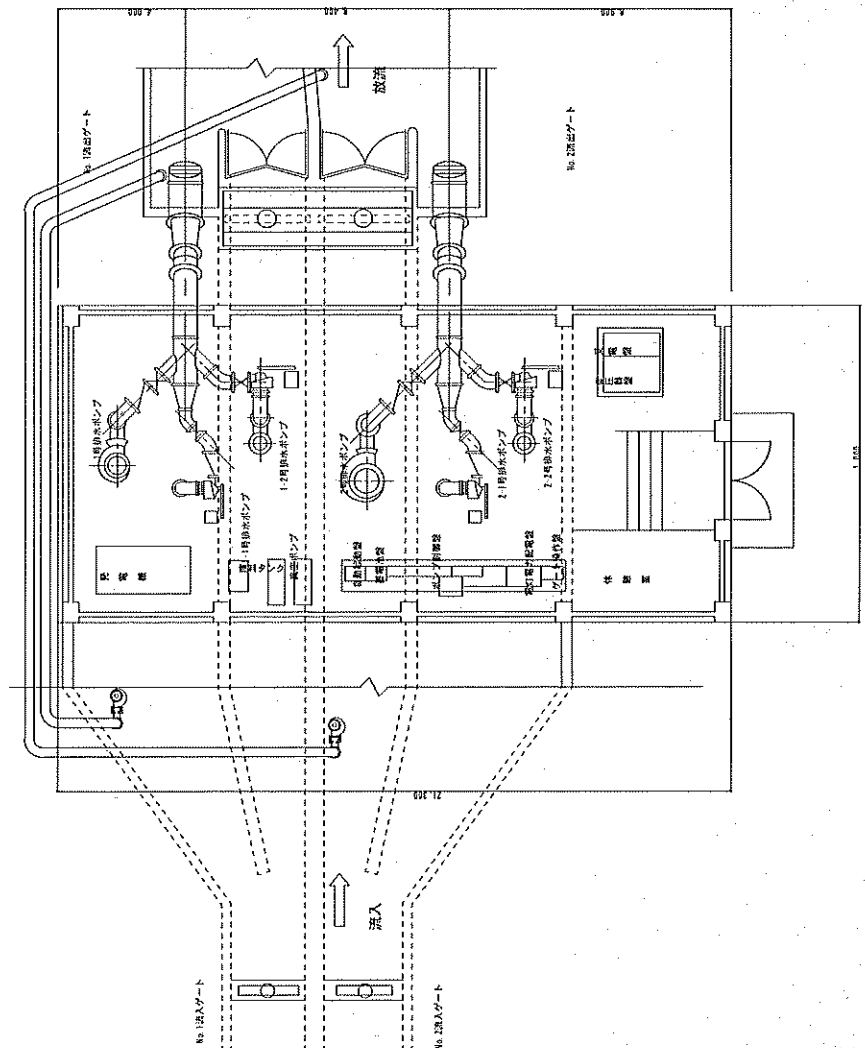
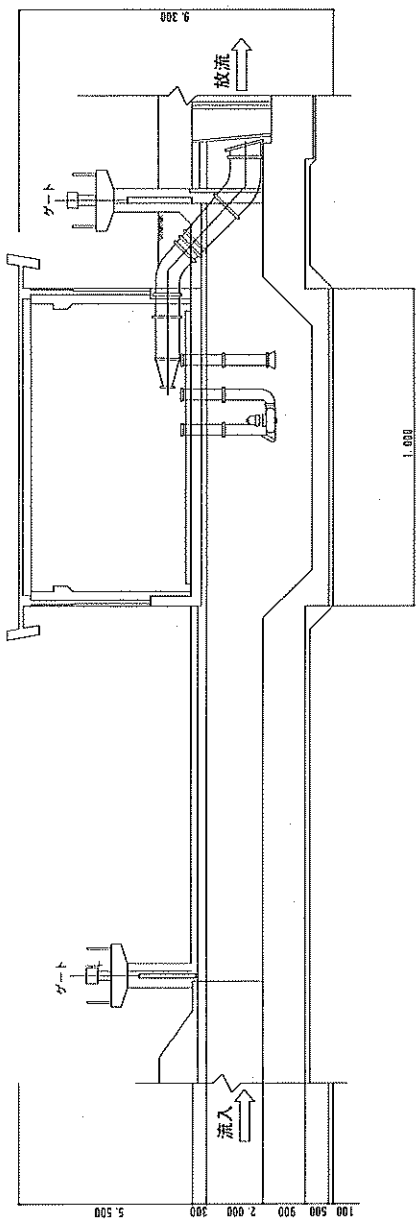
委託件名	蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託		
図面名称	案内図		
担当課	建設局下水道事業部設備管理センター	縮尺	図番
		NON	01



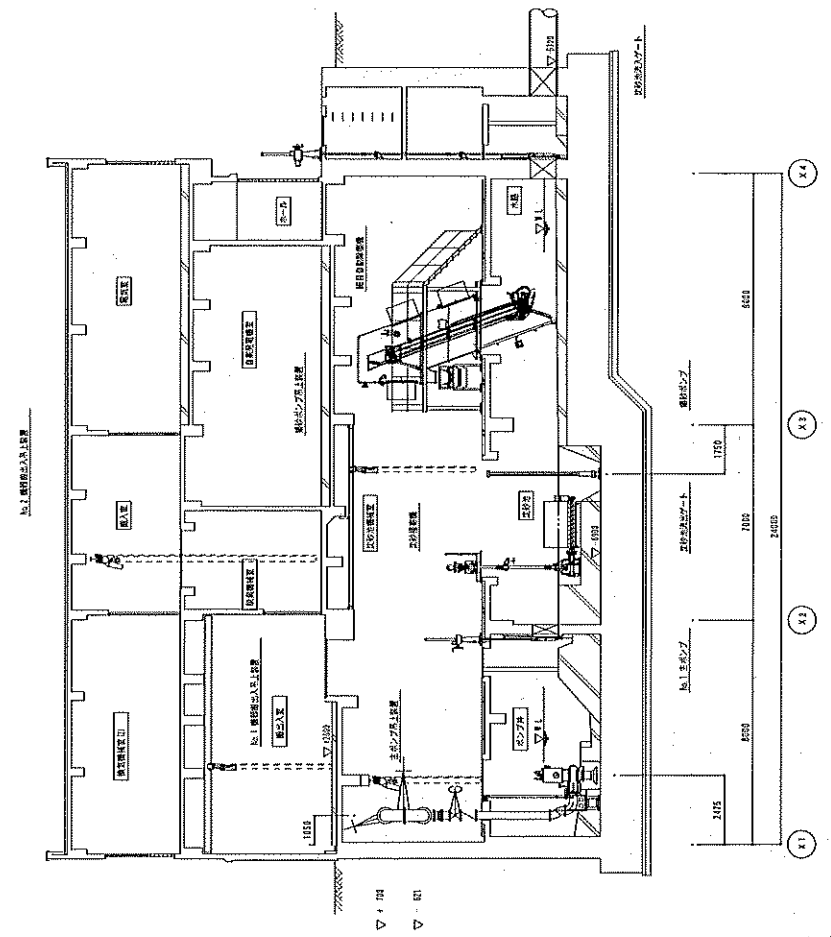
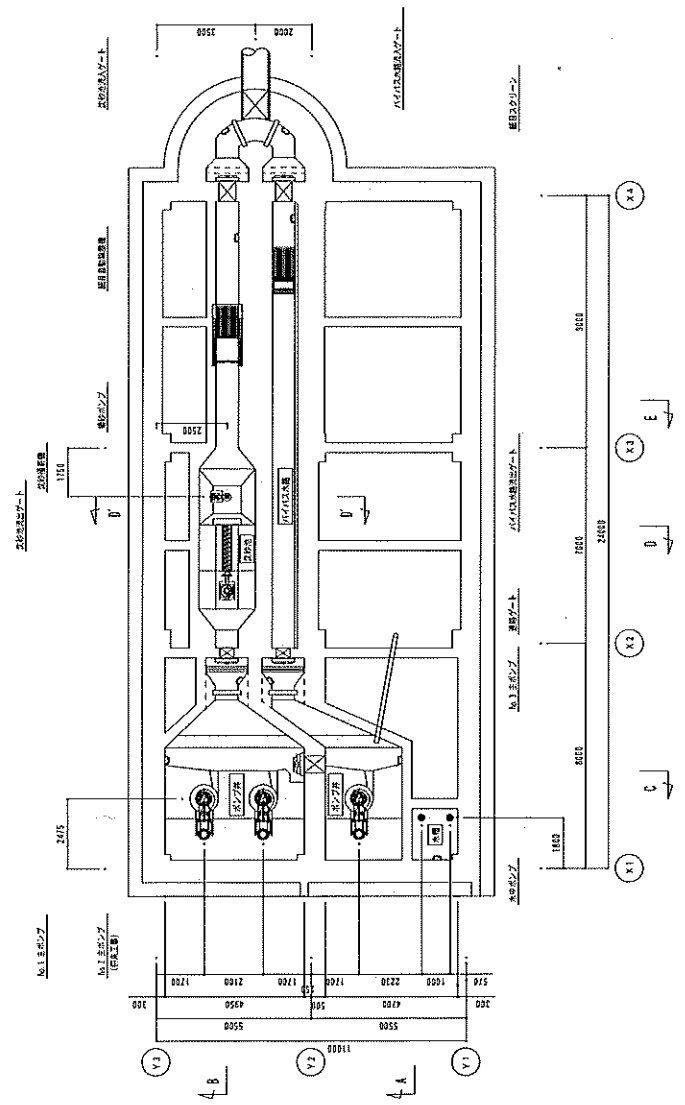
委託件名	蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託		
図面名称	蒲 生 雨 水 ポ ン プ 場		
担 当 課	建設局下水道事業部設備管理センター	縮 尺	図 番
		NON	02



委託件名	蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託		
図面名称	西原排水ポンプ場		
担当課	建設局下水道事業部設備管理センター	縮尺	図番
		NON	03



委託件名	蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託		
図面名称	北新田排水ポンプ場		
担当課	建設局下水道事業部設備管理センター	縮尺	図番
		NON	04

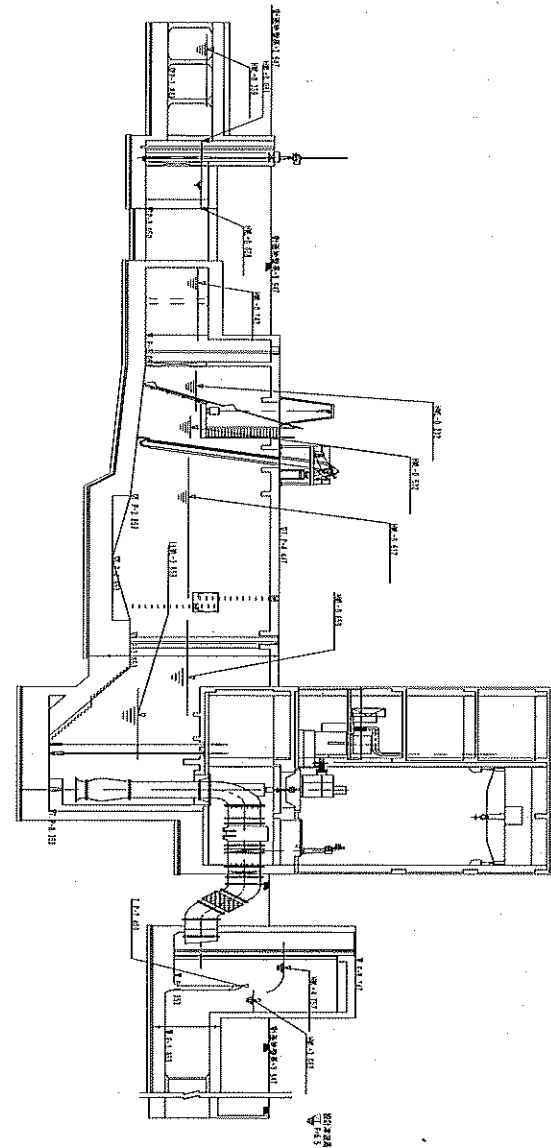
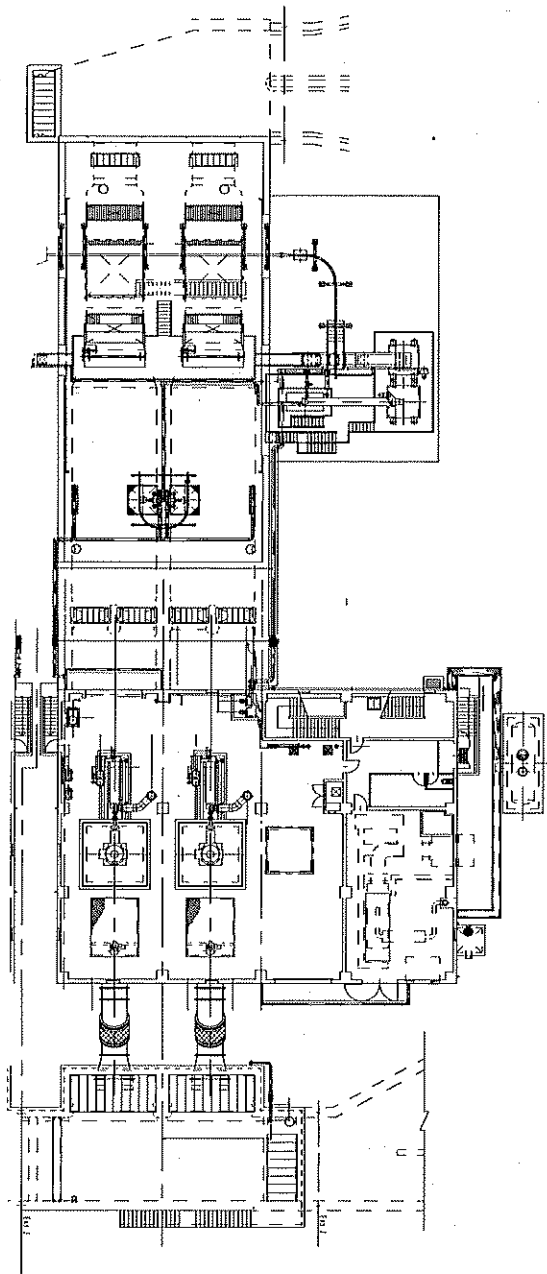


委託件名	蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託		
図面名称	中野ポンプ場		
担当課	建設局下水道事業部設備管理センター	縮尺	図番
		NON	05









委託件名	蒲生雨水ポンプ場外6箇所運転管理業務委託		
図面名称	西原雨水ポンプ場		
担当課	建設局下水道事業部設備管理センター	縮尺	図番
		NON	08

## 低入札価格調査について

低入札価格調査に関しては次のとおりとなりますので、記載事項を十分確認してください。

### 1 対象者

低入札価格調査基準価格を下回る入札をされた方全員

### 2 提出書類

- (1) 誓約書（様式第1）
- (2) 入札金額の積算内訳書（任意様式）
- (3) 調査票（様式1）
- (4) 調査票（様式1）の各項目に関連する添付書類（別紙「調査票の記入にあたっての注意事項」を参照のこと。

### 3 提出期限

平成29年2月3日（金）正午まで・・・期限厳守

- ・期限までに提出のない場合は失格とします。

### 4 低入札価格調査に関するヒアリング調査について

- ・最低価格で入札した方を対象に、担当課と契約課によるヒアリング調査を行います。日時及び場所については別途連絡します。
- ・最低価格で入札した方のヒアリング調査の結果、落札候補者と決定する場合は、本件の低入札価格調査は終了となります。落札候補者とならない場合は、次順位の方のヒアリング調査を行います（次順位も低入札価格調査対象者である場合に限る）。以下、同様に行います。
- ・ヒアリング結果については、決定後、ヒアリング対象者のみに連絡します。

### 5 入札結果の報告

- ・入札結果については、契約後、契約課事務室での掲示となります。
- ・案件により調査期間は異なりますので、結果報告日はお知らせできかねます。

### 6 関係要綱等

低入札価格調査については、次の要綱及び要領をよく確認してください（別添参照）。

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

# 誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由	
③現在実施している 業務のその実施状況	
④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その外 注内容	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

## 【調査票の記入にあたっての注意事項】

様式 1

### 調 査 票

調 査 項 目	内 容
①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本件全体の業務工程表等を提出すること。なお、仕様書に定める業務 についての実施時期や回数、月間の人員配置（1日あたりの配置予定 者数）等がわかるものを提出すること。</li> <li>●従事予定者別の業務工程表等を提出すること。なお、各従事予定者の 業務工種、月間の延べ従事時間数等がわかるものを提出すること。</li> </ul>
②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本件の入札にあたり、どのような理由により市場価格以下の提供に至 ったのか、その理由を詳細に記入すること。</li> <li>●入札金額の積算にあたって、特に経費を低減したものは何か、また、 それはどのような理由から当該価格等で提供可能になったのか、具体 的に記入すること。</li> </ul>
③現在実施している 業務のその実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相 手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入す ること（最大20件程度の実績で可）。</li> <li>●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。</li> <li>●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。</li> </ul>
④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場合 にあつては、その外注 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本件の業務における外注の有無を記入すること。</li> <li>●外注する業務全てについて記入すること。</li> <li>●外注する業務の内容、予定している相手方、金額を記入すること。</li> </ul>

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入すること（最大10件程度の実績で可）。</li> <li>●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。</li> <li>●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。</li> </ul>
<p>⑥経営状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の経営状況及び今後の見通しについて記入すること。</li> <li>●決算書のうち、貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること（過去3年分）。</li> <li>●現在の総従業員数を記入すること（業務内容別の内訳数及び雇用形態別の内訳数も記入すること）。</li> </ul>
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本件の従事予定者のそれぞれについて、雇用形態（職名）、労働契約期間、1日あたりの予定労働時間、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の加入・非加入の状況を記入すること。</li> <li>●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。</li> </ul>
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

# 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成14年3月28日市長決裁）の全部を改正する。

（平成15年10月21日市長決裁）

## （趣旨）

**第1条** この要綱は、競争入札により請負（工事及び製造に係るものを除く。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査のうえ、落札者としないうきの手続等を定めるものとする。

## （定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号）に定める委託契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 調査基準価格 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第12条第6項（規則第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (4) 失格基準 予定価格が特例政令適用基準額未満の案件に係る低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としないう場合の基準をいう。
- (5) 失格基準価格 失格基準に該当する場合の基準となる価格をいう。
- (6) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (7) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (8) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (9) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (10) 契約事務特別委員会 仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号。以下「訓令」という。）第1条第1号に規定する契約事務特別委員会をいう。
- (11) 契約担当課 財政局契約課、区役所総務課又は区役所総合支所総務課をいう。

## （対象とする契約）

**第3条** この要綱は、契約担当課において、工事に係る業務委託契約又は建築物の清掃業務若しくは警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）の委託契約であ



ってその予定価格が300万円以上のものその他市長が特に必要と認める業務委託契約（以下「対象契約」という。）を競争入札により締結しようとする場合について適用する。

- 2 前項の場合においては、当該契約に係る規則第5条に規定する一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）を実施する場合にあつては当該公告に、令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を実施する場合にあつては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

#### （調査基準価格及び失格基準価格）

**第4条** 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額（以下この条において「税抜き予定価格」という。）に100分の65を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 工事に係る業務委託契約の入札における失格基準価格は、当該契約に係る税抜き予定価格に100分の60を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

#### （工事に係る業務委託契約の入札における失格基準価格の適用）

**第4条の2** 工事に係る業務委託契約（予定価格が特例政令適用基準額以上の案件を除く。）の入札において、失格基準価格を下回る金額の入札があつた場合は、当該入札を行った者を失格とし、落札者としなないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札を行った者に対し、その旨を告げるものとする。

- 2 前項の規定による告知は、当該入札が規則第9条第2項の規定による書留郵便により行われた場合にあつては、入札経過表の掲示をもって代えることができる。
- 3 次条から第9条までの規定中、「低価格入札者」及び「最低価格入札者」には第1項の規定により落札者としなない者（以下この条において「失格低入札者」という。）を含まず、「低価格入札」には失格低入札者による入札を含まず、「最低入札価格」には失格低入札者の入札価格を含まないものとする。
- 4 第9条の規定は、失格低入札者には適用しない。

#### （低価格入札があつた場合の措置）

**第5条** 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

#### （調査等の実施）

**第6条** 低価格入札者は、低価格入札が行われた日から原則として7日以内に、誓約書（様式第1）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

- 2 契約権者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、設計担当課長とともに、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低入札価格者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

(1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実

## 施体制

- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況
- (8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 契約権者は、最低価格入札者について低価格調査表を作成するものとする。

### (契約権者による措置)

**第7条** 契約権者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、契約事務特別委員会に訓令第2条第1項第14号、第4条第6号又は第5条第2号に規定する低入札価格調査をさせなければならない。

### (契約事務特別委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

**第8条** 契約事務特別委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により契約権者に提出するものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された契約事務特別委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

### (次順位価格の入札者等の準用)

**第9条** 契約権者は、前条第2項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第6条第3項、第7条及び前条の規定を準用する。

2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

### (入札者への通知)

**第10条** 契約権者は、第7条、第8条第2項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 契約権者は、第8条第2項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とし、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。

3 第1項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

#### （契約の特約等）

**第11条** 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

2 契約権者は、第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、第6条第1項に規定する誓約書のほか、当該落札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

#### （労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査）

**第11条の2** 設計担当課長は、契約権者が第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定しその者を契約の相手方とした場合（第9条において準用する場合を含む。）、当該契約の相手方に対し、当該業務の履行期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するために必要な書類について提出若しくは提示を求め、又は当該書類の内容について事情聴取を行うことができる。

#### （実施細目）

**第12条** この要綱に関し必要な事項は財政局長が別に定める。

#### 附 則

##### （実施期日）

1 この要綱は、平成15年10月28日から実施する。

##### （経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同日前に発注手続に着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

##### （平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置）

3 工事に係る業務委託契約で平成26年9月30日までに入札公告又は指名通知を行った、予定価格が特例政令適用基準額未満のものについては、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の50を乗じて得た額を下回る入札を行った者を失格とし、落札者とし、落札者とする。この場合においては、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。

- 4 工事に係る業務委託契約で、平成24年9月25日までに入札公告又は指名通知を行ったものについては、第6条第1項中「誓約書（様式第1号）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するもの」とあるのは「誓約書（様式第1号）」とし、同条第2項及び第3項の規定は、適用しないものとする。
- 5 工事に係る業務委託契約で、平成24年9月25日までに入札公告又は指名通知を行ったものについては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、契約権者は、当該最低価格入札者の被災状況、営業状況等に照らし、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであつて、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外の場合は落札者とししないものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第11条の2の規定は、適用しないものとする。

第9条第1項	前条第2項	附則第5項
	第6条第3項、第7条及び前条	附則第5項
第10条第1項	第7条、第8条第2項	附則第5項
第10条第2項	第8条第2項	附則第5項
第11条第1項	第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2	附則第5項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1
第11条第2項	第7条又は第8条第2項	附則第5項

附 則（平成16年3月4日改正）

（実施期日）

- この改正は、平成16年3月15日から実施する。

（経過措置）

- 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月16日改正）

（実施期日）

- この改正は、平成17年1月1日から実施する。

（経過措置）

- この要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同

日前に発注手続きに着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成18年3月22日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に入札を行う業務委託契約について適用し、同日前に入札を行った業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月30日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成19年7月18日以後に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成24年9月18日改正）

（実施期日）

この改正は、平成24年9月18日から実施する。

附 則（平成26年9月26日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成26年10月1日から実施する。
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成26年10月1日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた入札公告等に係る契約については、なお従前の例による。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書（第5－2号様式）， 建築設計業務委託契約書（第5－3号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第41条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【建設工事監理業務委託契約書（第5－4号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第35条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第5－1－2号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第25条第2項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。



# 業務委託契約に係る 低入札価格調査要綱実施要領

(平成 15 年 10 月 21 日 財政局長 決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日 市長決裁。以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

## 第 1 (様式)

- 1 要綱第 6 条第 1 項に規定する入札執行者が指定する様式は、様式 1 とする。
- 2 要綱第 6 条第 3 項に規定する低価格調査表は様式 2 とする。
- 3 要綱第 8 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は様式 3 とする。

## 附則

(実施期日)

- 1 この要領は平成 15 年 10 月 28 日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

## 附則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 16 年 3 月 15 日から実施する。  
(経過措置)
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 19 年 7 月 1 日から実施する。  
(経過措置)
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
<p>①業務を実施するに            当たり計画している            技術者等の人員配置            その他の当該業務の            実施体制</p>	
<p>②労務等の提供につ            いて市場価格以下の            価格による提供が可            能な場合の理由</p>	
<p>③現在実施している            業務のその実施状況</p>	
<p>④価格の算定に当た            り、技術計算等につ            いて外注している場            合にあつては、その            外注内容</p>	

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

様式 2

低 価 格 調 査 票

(1/2)

1 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	契約権者	設計担当課長	
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合に あっては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に 当たり、技術計算等 について外注している 場合にあっては、その 外注内容	

<p>⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥当該低価格入札者の経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

### 3 対応方針

<p>契約権者の対応方針</p>	
------------------	--

様式 3

低入札価格調査結果表

平成 年 月 日開催した契約事務特別委員会において、下記のとおり決定した。

契約事務特別委員会  
委員長 ○○ ○○

記

工 事 名				
予 定 価 格 : A	円		調 査 基 準 価 格 : B	円
低価格入札者名	入札価格(円)	落札率(%)	調 査 結 果 の 表 示	
	C	C/A	契約の内容に適合した履行等の当否	理 由
摘 要				

※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。

※2 「理由」の欄は(2)で「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。